

議案第82号

大阪市教育振興基本計画の変更について

大阪市教育振興基本計画を別紙のとおり変更する。

令和8年2月26日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

大阪市教育振興基本計画を変更するため、大阪市教育行政基本条例第4条第7項において準用する同条第2項の規定により、この案を提出する次第である。



(別紙)

# 大阪市教育振興基本計画

令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度)

大阪市



# 目次

## 第1編 大綱（基本理念・最重要目標等）

1	教育をめぐる現状と計画策定の経緯	1
2	計画策定の内容	
(1)	計画の位置付け	12
(2)	計画の範囲	12
(3)	他の計画等との理念の共有	12
(4)	計画の構成・期間	12
3	基本理念、最重要目標等	
(1)	基本理念	13
(2)	3つの最重要目標	13
(3)	施策推進における基本的な方向	15
4	9つの基本的な方向	
	基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現	16
	基本的な方向2 豊かな心の育成	17
	基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上	18
	基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上	19
	基本的な方向5 健やかな体の育成	21
	基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	22
	基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり	23
	基本的な方向8 生涯学習の支援	24
	基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進	25
5	計画の進め方と進捗管理	
(1)	成果と課題の見える化	26
(2)	分権型教育行政（教育ブロックでの教育の推進）	26

## 第2編 施策（具体的な取組）

1	施策の体系	27
2	施策の内容	
	基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現	
	1-1 いじめへの対応	29
	1-2 不登校への対応	31

1-3	問題行動への対応	33
1-4	児童虐待等への対応	34
1-5	防災・減災教育の推進	35
1-6	安全教育の推進	36
<b>基本的な方向2 豊かな心の育成</b>		
2-1	道徳教育の推進	38
2-2	キャリア教育の推進	40
2-3	人権を尊重する教育の推進	41
2-4	インクルーシブ教育の推進	42
2-5	多文化共生教育の推進	43
<b>基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上</b>		
3-1	就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進	45
<b>基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上</b>		
4-1	言語活動・理数教育の充実（思考力・判断力・表現力等の育成）	46
4-2	「主体的・対話的で深い学び」の推進（各学校の実態に応じた個別支援の充実）	47
4-3	英語教育の強化	49
4-4	全市共通テスト等の実施と分析・活用	50
<b>基本的な方向5 健やかな体の育成</b>		
5-1	体力・運動能力向上のための取組の推進	52
5-2	健康教育・食育の推進	53
<b>基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</b>		
6-1	ICTを活用した教育の推進	55
6-2	データ等の根拠に基づく施策の推進（教育データの活用等）	58
<b>基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり</b>		
7-1	働き方改革の推進	59
7-2	教員の資質向上・人材の確保	61
7-3	大阪市総合教育センターによる学校園への支援	63
7-4	教育ブロックでの教育の推進（学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援）	65
7-5	カリキュラム・マネジメントの推進（校園長のマネジメント強化）	66
7-6	学校配置の適正化	67
<b>基本的な方向8 生涯学習の支援</b>		
8-1	「生涯学習大阪計画」に基づいた取組	68
8-2	「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組	70
8-3	学校図書館の活性化	71
<b>基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進</b>		
9-1	教育コミュニティづくりと地域学校協働活動の推進	73

**参考 根拠法令・用語解説**

(1)	根拠法令	75
(2)	用語解説	76

# 第 I 編

## 大綱

(基本理念・最重要目標等)

## (国際的な教育をめぐる動向)

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴であるVolatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。新型コロナウイルス感染症の感染の拡大やロシアのウクライナ侵略などによる国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であり、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの影響が生じました。こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を契機として、ICTを活用した遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされ、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある改革として注目されています。

また、経済先進国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい捉える「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されています。経済協力開発機構(OECD)は、令和元年(2019年)5月に公表した「ラーニング・コンパス2030(学びの羅針盤2030)」において、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」であると示しています。

## (国の教育振興基本計画)

国においては、教育基本法(平成18年法律第120号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき、平成20年(2008年)7月に計画期間を10年間とした第1期教育振興基本計画が策定されました。

その後、計画に基づき施策が推進されてきましたが、国内外の社会情勢や教育の現状と課題に鑑み、より未来志向の視点に立った改善方策を計画に位置付けることが必要であることから、平成25年(2013年)6月に、計画期間を平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までとする国の第2期教育振興基本計画が策定されました。

この計画では、グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中において、産業の空洞化や生産年齢人口の減少など我が国の危機的な状況を回避するための社会の方向性として、「自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の構築」が掲げられ、この実現に向けて、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの基本的方向性が示されました。

平成30年(2018年)6月には、計画期間を平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5年間とする国の第3期教育振興基本計画が策定されました。

この計画においては、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、令和12年(2030年)以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。あわせて、各種教育施策の効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげ、広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し、社会全体で教育改革を進めるための方策についても示されました。

令和5年(2023年)6月には、計画期間を令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とする国の第4期教育振興基本計画が策定されました。

この計画においては、我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本的な方針として、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残されず、全ての人

の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」「計画の実効性確保のため基盤整備・対話」の5つの基本的方向性が示されています。

### （平成23年3月策定「大阪市教育振興基本計画」）

本市においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が地域の実情に応じて定めるその地域における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「大阪市教育振興基本計画」（以下「計画」という。）を平成23年（2011年）3月に策定しました。

### （平成25年3月改訂「大阪市教育振興基本計画」）

平成23年（2011年）に策定した計画に基づいて施策を進めてきた結果、一定の成果が見られたものの、依然として様々な課題が存在していたことから、平成24年（2012年）5月に大阪市教育局行政基本条例（平成24年大阪市条例第75号）を、同年7月に大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）を制定し、大阪市教育局行政基本条例第4条に規定された策定手続きに基づき、平成25年（2013年）3月に計画を改訂しました。

### （平成25年3月改訂の計画の期間1年延長と「施策の大綱」への位置付け）

平成25年（2013年）3月改訂の計画で示された改革の方向性に沿い、目標の達成に向け具体的な施策に取り組んできましたが、この取組の施行期間の最終年度である平成27年度（2015年度）において、平成28年度（2016年度）以降の本市の市政改革計画が策定される方針が示されたことにより、計画の改訂に当たっては、市政運営の基本的な方向性について確認する必要があること、また、取り組んできた施策の成果と課題を検証し、予算と連動した計画とする必要があることなどから、施行期間を平成28年度末（2016年度末）までと1年間延長することを、平成27年度末（2015年度末）に決定しました。

また、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について、平成25年（2013年）3月改訂の計画をもってこれに代えることとしました。

### （平成29年3月改訂「大阪市教育振興基本計画」）

平成28年度（2016年度）には、本市において、子どもに関連する二つの大きな取組がありました。一つは幼児教育に関する取組、もう一つは子どもの貧困に関する取組です。

幼児期は、生涯にわたり自己実現をめざし、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期であり、この時期にこそ全ての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要であるとの認識の下、国に先駆け、平成28年（2016年）4月から5歳児に係る幼児教育の無償化を実施しました。

子どもの貧困に関しては、平成26年（2014年）1月施行の子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づき、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年（2014年）8月に策定される中、本市においては、平成27年（2015年）3月に「大阪市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

これらの幼児教育や貧困に関する取組の動きを踏まえながら、平成29年（2017年）3月に、計画期間を平成29年度（2017年度）から4年間とする改革の第2ステージとして計画を改訂しました。

### （平成29年3月改訂の計画の中間見直しと期間1年延長）

平成29年（2017年）3月に改訂した計画は、平成31年（2019年）3月をもって、4年の計画期間の中間を迎え、前半期の取組状況の振り返りを実施しました。振り返りの中で進捗に課題・改善が必要であるICTを活用した教育の推進やいじめ、不登校等への対応、日本語指導の充実について、取組内容の修正・変更、追加等を令和2年（2020年）3月に行いました。

しかし、この計画の最終年度である令和2年度（2020年度）において、令和元年度末（2019年度末）から広がった新型コロナウイルス感染症により、全学校園を長期にわたり臨時休業とするなど、教育活動にも甚大な影響があり、社会の状況が大きく変化しました。これらの状況も考慮して、令和2年度末（2020年度末）、この計画について、「学びの保障」等に関連して早急に反映すべき内容であるICTを活用した教育の更なる推進やいじめ・問題行動に対応する制度の活用、健康教育の推進等の一部内容を修正して、令和3年度末（2021年度末）まで計画期間の1年延長を決定しました。

### （令和4年3月新たな「大阪市教育振興基本計画」の策定）

令和4年（2022年）3月に新たに策定した「大阪市教育振興基本計画」においては、最重要目標として、これまで掲げてきた「安全・安心な教育の推進」と「未来を切り拓く学力・体力の向上」については、引き続き最重要目標として取組を進めることとし、また、これら2つの目標を追求する上で、急速に進む社会のデジタル化に対応して学習者用端末の1人1台環境を活用した効果的な教育環境を実現するとともに、喫緊の課題である教職員の働き方改革や、人材確保・育成、変革に柔軟に取り組めるしなやかな組織づくりを推進していくことが極めて重要であることから、「学びを支える教育環境の充実」を加えた3つを「最重要目標」として定めました。

### （令和6年3月 令和4年3月策定「大阪市教育振興基本計画」の中間見直し）

令和5年度（2023年度）には、施策6-1における具体的な取組として新たに、「生成AIの校務・学習指導における効果的な活用について文部科学省事業を活用し、モデル事業を実施」を追加するとともに目標の変更を行い、施策7-1の施策目標に「小中学校における教員の年度末欠員数」を追加するなど、計画の中間見直しを行いました。

平成23年（2011年）3月	「大阪市教育振興基本計画」を策定
平成25年（2013年）3月	1次改訂
平成28年（2016年）3月	期間1年延長（1次改訂の計画）
平成29年（2017年）3月	2次改訂
令和2年（2020年）3月	中間見直し（2次改訂の計画）
令和3年（2021年）3月	期間1年延長（2次改訂の計画）
令和4年（2022年）3月	「大阪市教育振興基本計画」（令和4年度～令和7年度）を策定
令和6年（2024年）3月	中間見直し（令和4年3月策定の計画）

（参考：これまでの策定経過一覧）

## (これまでの成果と課題)

令和4年度（2022年度）より施行された「大阪市教育振興基本計画」に掲げた3つの最重要目標の達成に向け、重点的に取り組むべき施策を推進するための9つの基本的な方向に基づき、施策の相互連携を図りながら、31の施策に取り組み本市の教育行政を推進してまいりました。

学校教育の推進に当たっては、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）に基づき、地域に身近な区役所が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施する分権型教育行政を進めています。

### (最重要目標 1 安全・安心な教育の推進)

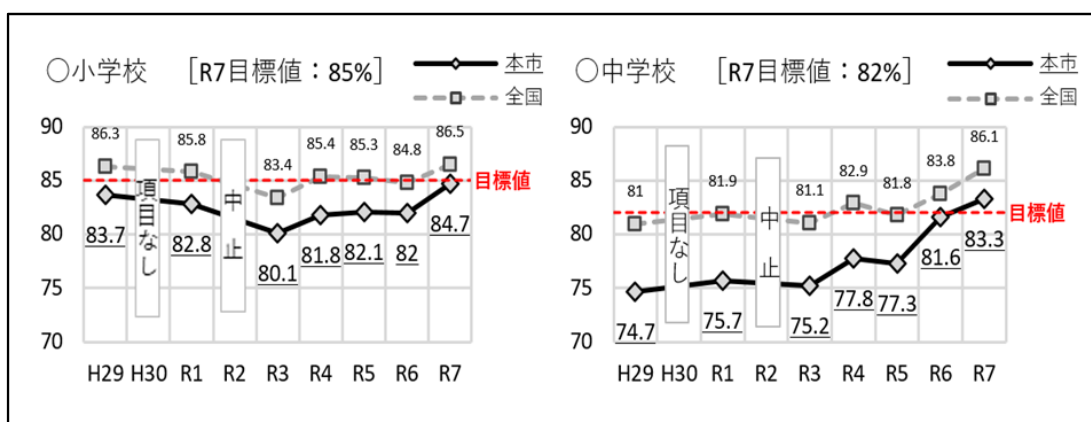
「安全・安心な教育の推進」については、2つの基本的な方向のもと、いじめへの対応や不登校への対応など11の施策に取り組んだ結果、『「学校に行くのは楽しいと思いますか」との質問に対して肯定的に回答する児童生徒の割合』が全国平均に近づきつつあり、中学校においては令和7年度（2025年度）に目標を達成しました。また、「自分にはよいところがありますか」との質問については、小中学校ともに令和5年度（2023年度）以降、目標を達成しています。

いじめへの対応については、「大阪市いじめ対策基本方針」に基づき、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先するという本市の基本理念のもと、未然防止、早期発見、早期対応、重大事案への対応等について、引き続き組織的に取り組む必要があります。

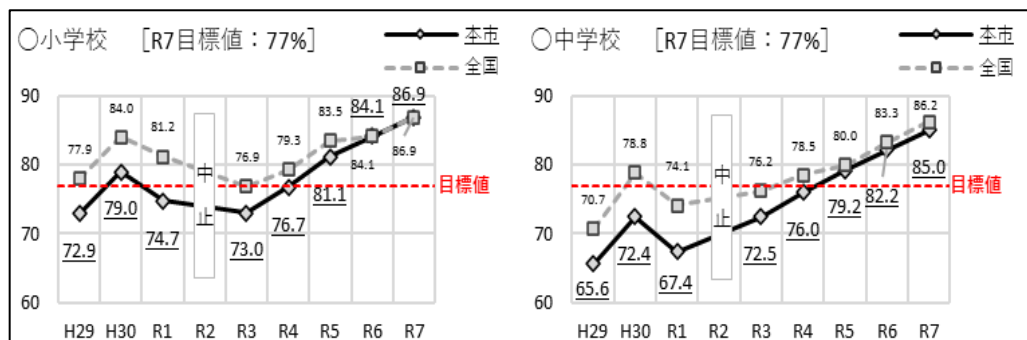
不登校の状態にある児童生徒の在籍比率は、全国同様に本市においても増加傾向にあるため、不登校が生じないような魅力ある学校づくりを進めるとともに、多様な学習機会の提供に努める必要があります。今後は、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置やメタバース等を活用した不登校児童生徒への支援を進めることで、児童生徒が「学校に行くのは楽しい」と思える教育環境の実現に努めます。

多文化共生教育の推進においては、近年、急増している外国につながる児童生徒への日本語指導に対応すべく、共生支援拠点を中心に人材拡充や機能強化、各区役所との連携に加え、プレクラス等において、日本語指導支援や、ICTを活用した支援を実施してきました。今後も外国につながる児童生徒が学校生活を円滑に送れるよう、日本語指導をはじめ、母語・母文化などを学べる機会を提供する取組を進めていきます。

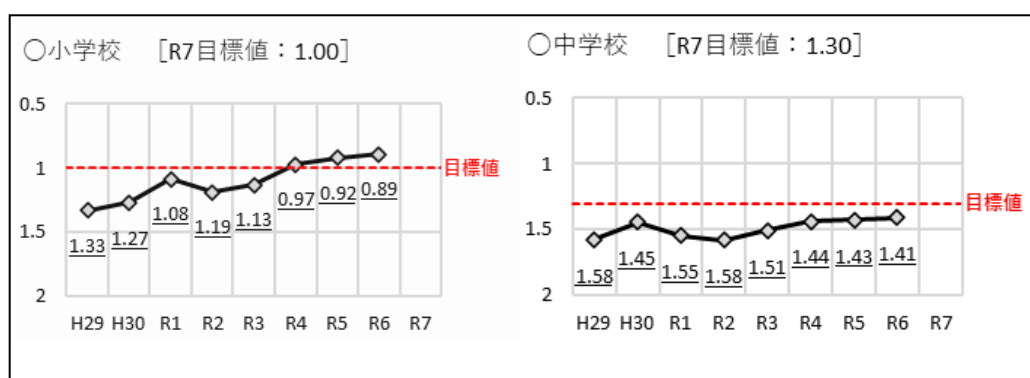
### 「学校に行くのは楽しいと思いますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合(%)



## 「自分には良いところがありますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合（％）



## 不登校児童生徒の在籍比率の対全国比



### （最重要目標 2 未来を切り拓く学力・体力の向上）

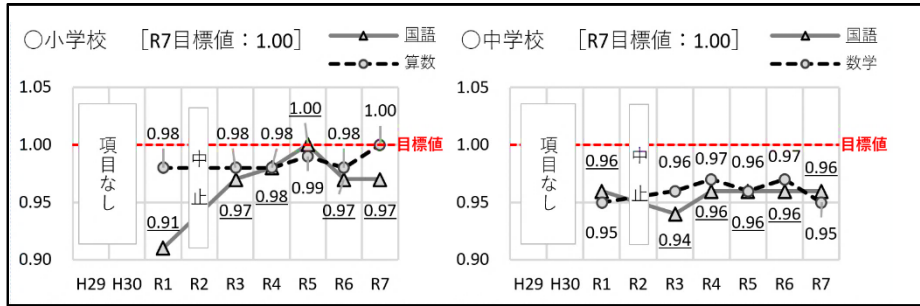
「未来を切り拓く学力・体力の向上」については、3つの基本的な方向のもと、「主体的・対話的で深い学び」の推進や、英語教育の強化など7の施策に取り組みました。

全国学力・学習状況調査の結果において、学力に課題の見られる児童生徒（学力調査等において正答数の高い順に概ね25%で区切り、区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ、区分Ⅳの4つに分けたときの区分Ⅳの児童生徒）の割合が小中学校ともに経年的に全国との差は縮まりつつありますが、全国水準には達しておらず、更なる教育指導の充実が必要です。

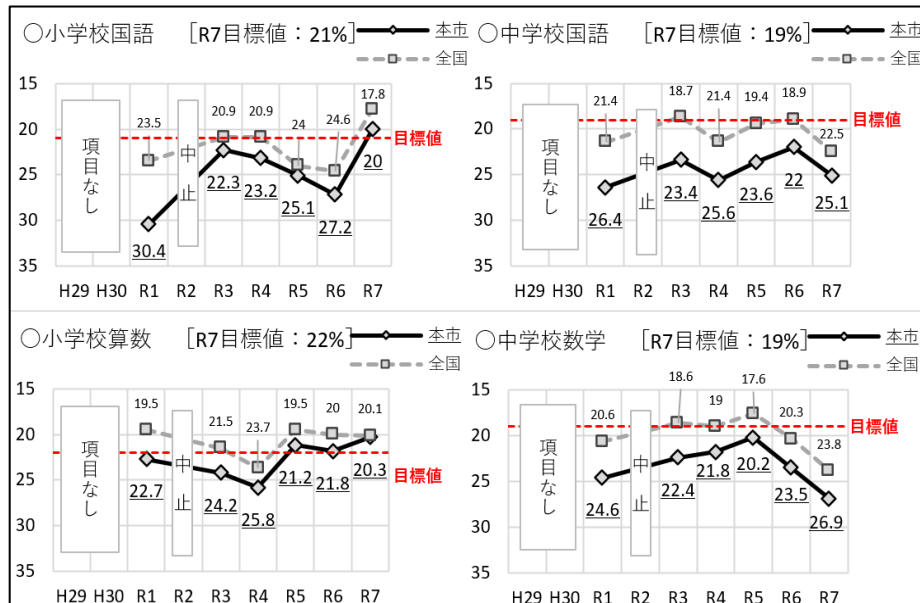
また、小中学校9年間を見通した英語教育の取組を推進し、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の英語4技能を総合的に養うことにより、児童生徒の豊かな語学力・コミュニケーション能力等を育成するため、様々な取組を実施した結果、英語教育の強化における施策目標である「CEFR A1レベル[英検3級]相当以上の英語力を有する中学3年生の割合」は目標を達成することができました。今後引き続き、各種学力調査分析を活用することにより、児童生徒一人一人に合わせた個別最適な学びの推進に向けた支援を行います。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、中学校の女子については全国の水準に達したものの、小学校と中学校の男子については、いまだ全国平均との差がある状況が続いています。今後、「子どもの体力強化プラン」に基づき、学校、各種団体と協力し、運動やスポーツに親しむ機会を提供する等、子どもたちの運動機会を増やし、運動習慣の定着及び、運動意欲を高める取組を推進する必要があります。

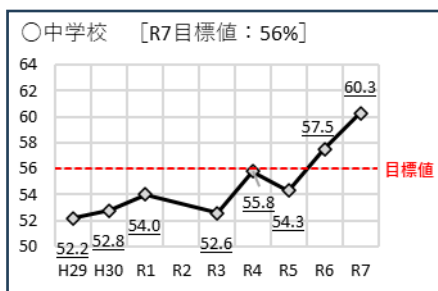
## 全国学力・学習状況調査における平均正答率の対全国比



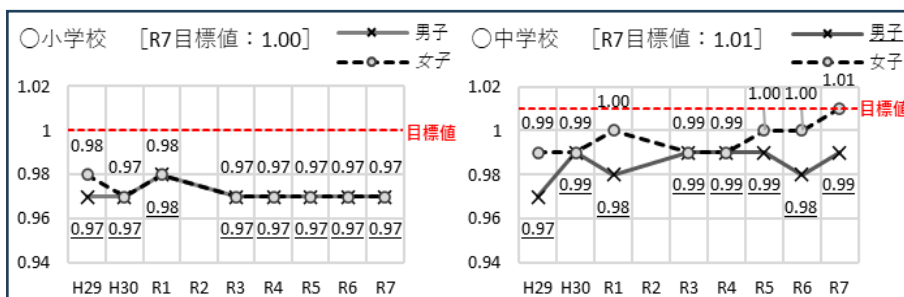
## 全国学力・学習状況調査における学力に課題の見られる児童生徒の割合(%)



## CEFR A1レベル(英検3級以上)相当以上の英語力を有する中学3年生の割合 [4技能] (%)



## 体力合計点の対全国比



### (最重要目標3 学びを支える教育環境の充実)

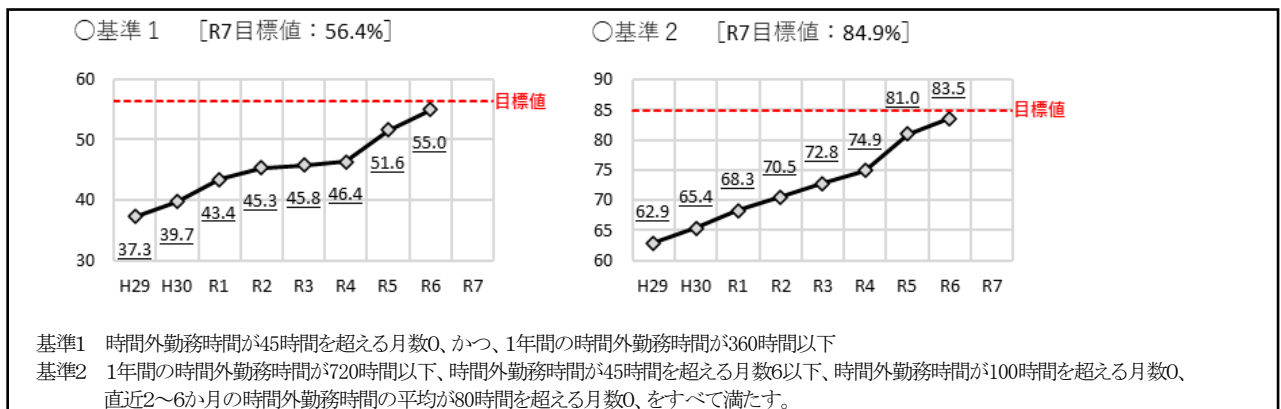
「学びを支える教育環境の充実」については、4つの基本的な方向のもと、ICTを活用した教育の推進や働き方改革の推進など13の施策に取り組みました。

令和6年度（2024年度）に開設した大阪市総合教育センターにおいては、シンクタンク統括室を設置し、教育データの集積やデータの可視化を進めるとともに、多様な企業や大学等と連携する仕組み「O E N (Osaka city Education Network)」の運営等を開始しました。

ICTを活用した教育の推進については、学習者用端末の環境を生かし、子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に取り組みました。学習者用端末の活用率が他都市に比べて低いことから、さらなる活用を進める必要があり、今後、学習者用端末とクラウド環境を高い頻度で効果的に活用することで、ICTをデジタル学習基盤として、あらゆる教育活動の充実を図ってまいります。

働き方改革については、第2期「学校園における働き方改革推進プラン」に基づき、スクールサポートスタッフやワークライフバランス支援員、部活動指導員等の配置・充実、本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭）の配置等に取り組んだ結果、教員の時間外勤務時間は着実に減少し、目標達成に向けて順調に進捗しています。今後は、これまでの取組を継続・発展させるとともに、心理的安全性が確保された中で、貢献感とやりがいを感じられる職場風土改革、多様な個性とキャリアプランに応じた人材育成、高い専門性と役割に応じた魅力ある処遇など、教員一人一人の働きがいを高めるための新たな取組を進め、教職の魅力向上をさせる総合的な取組を推進します。

### 教員の勤務時間の上限に関する基準を満たす教職員の割合(%)



### (改訂に向けた検討)

本市においては、「未来へつなぐ市政改革」として、2040年問題といわれる生産年齢人口の絶対的不足を見据え、今後数年間を「集中取組期間」と位置づけて、予見される課題や見えてくる変化に対応し、改革をより一層進めていけるよう、「新・市政改革プランー未来へつなぐ市政改革ー」を令和6年（2024年）3月に策定しました。このプランでは、DXの推進、官民連携の推進、業務改革の推進、働き方改革、ニア・イズ・ベターの徹底、持続可能な行財政基盤の構築の6つの取組方針を基本方針として、成長戦略による税収確保とともに、持続可能な財政構造を構築し、社会・地域課題に対応する市民サービスの充実を図るため、引き続き市政改革に取り組んでいくことを掲げています。

また、令和5年（2023年）6月に施行された国の教育振興基本計画では、令和22年（2040年）以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本方針として掲げています。令和6年（2024年）12月には中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問が行われました。このときに諮問された内容は、大きく分けて4点が示さ

れており、1点目は「質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方」、2点目は「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」、3点目は「各教科等やその目標・内容の在り方」、4点目は「教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策」です。これらの点に関し、今後、幅広い審議が重ねられ、全ての子どもたちの可能性を引き出すことをめざし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることをめざす教育としての「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展させることを前提としつつ、これからの時代にふさわしい学習指導要領の在り方が示されます。

また、こども基本法の理念に基づき、対象となる子どもや関係者の意見を聴くために、令和7年(2025年)2月に本市の児童生徒及び教職員向けの「教育振興基本計画に係るアンケート」を実施しました。児童生徒には学校生活や将来についての思いを聴くとともに、教職員には現行計画の振り返りを調査し、アンケート結果については改訂を検討する上での参考としました。

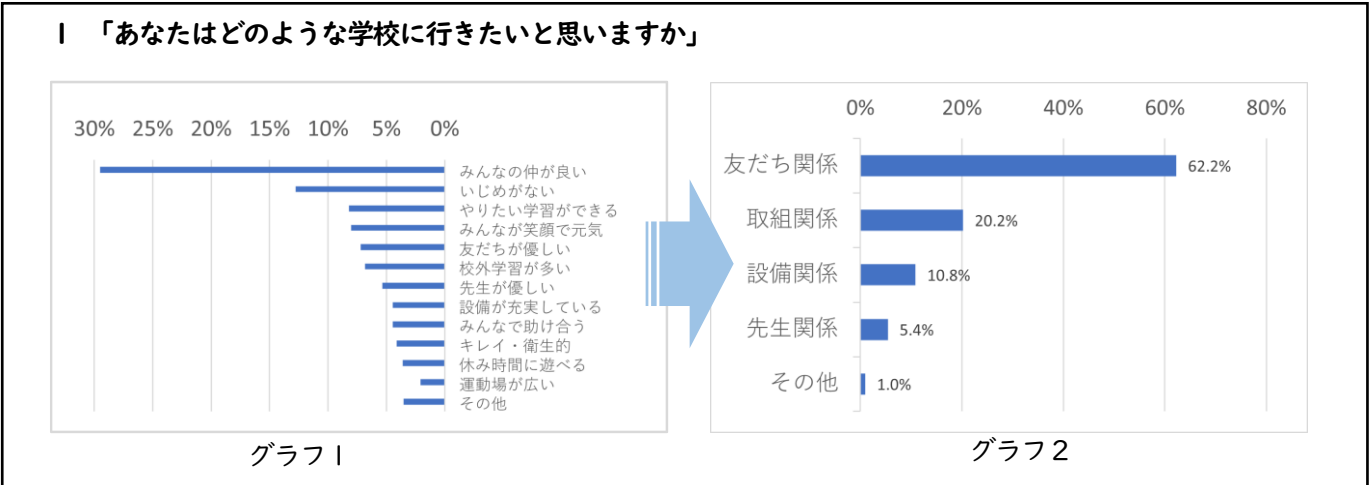
令和7年(2025年)7月の総合教育会議において、市長と教育委員会でこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、次期計画の策定に関する方向性を確認しました。その後、学識経験者の方々からの意見に加え、校園長や教職員の意見、パブリック・コメントを通じて市民のみならず幅広い意見も反映しながら、内容を検討してきました。

**(児童生徒及び教職員向け「教育振興基本計画に係るアンケート」結果の概要)**

大阪市教育振興基本計画の改訂にあたり、こども基本法(令和5年(2023年)4月施行)の趣旨を踏まえ、「教育振興基本計画に係るアンケート」を実施しました。アンケート結果の概要は次の通りです。

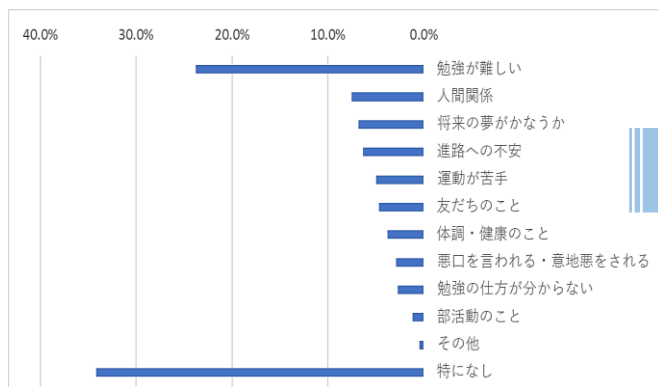
**<児童生徒アンケート>**

- 実施期間：令和7年(2025年)2月25日～3月19日
- 実施対象：本市の全児童生徒
- 実施方法：学習者用端末を用いた Forms アンケート
- 回答人数：小学生 57,519人 中学生 33,018人 合計 90,537人

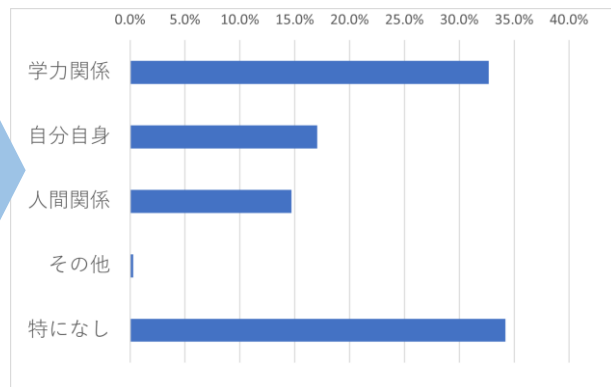


児童生徒の回答(グラフ1)について、「友だち関係」「取組関係」「設備関係」「先生関係」「その他」の5つに分類すると(グラフ2)、児童生徒にとって行きたいと思える学校は、「友だち関係」が約6割を占めます。中でも、「みんなの仲が良い」「いじめのない」といった友だちとの良好な関わりに関する回答が多いことから、学校が安全・安心な場所であることを求めていることがうかがえます。これまで以上に安全・安心な教育環境の実現に努めます。

## 2 「あなたや、あなたの友だちが悩んでいる・困っていることはありますか」



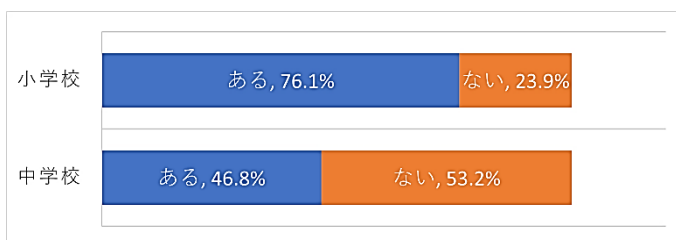
グラフ3



グラフ4

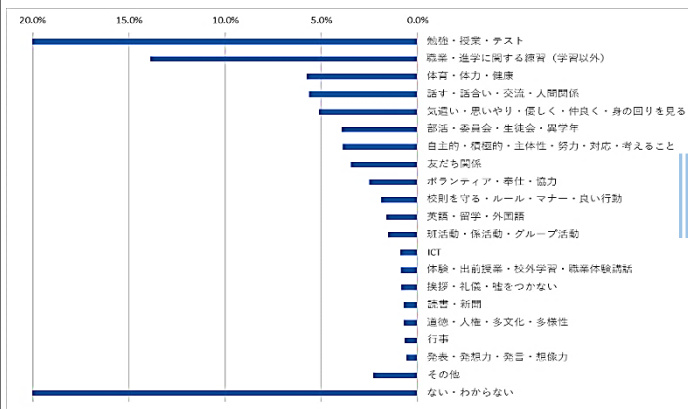
児童生徒の回答（グラフ3）について、「学力関係」「自分自身」「人間関係」「その他」「特になし」の4つに分類すると（グラフ4）、児童生徒の悩みや困りごとは、「特になし」を除いて「学力関係」が最も多い結果となりました。多くの児童生徒が勉強が難しいと回答していることから、学力向上においては引き続き学力に課題の見られる児童生徒（区分Ⅳ）の支援を続けていくとともに、今後はボリュームゾーンにあたる児童生徒（区分Ⅱ、区分Ⅲ）の支援も視野に誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細かくて継続した指導・支援を充実させていきます。

## 3 「大人になった時にやりたい仕事はありますか」

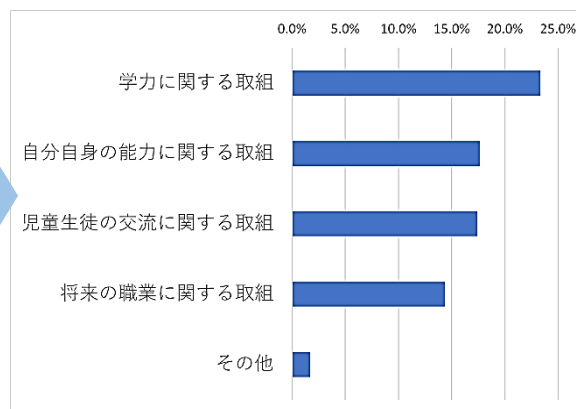


小学生と比べて中学生の方が、肯定的回答が少ない結果となりました。将来の不確実性の高まりにより具体的な目標をもつことが難しくなっているといった社会的背景がその要因と考えられ、学年に応じたキャリア教育の充実が求められます。これまでのキャリア教育に加えて「OEN」などの活用を図りながら、児童生徒が「自分の将来について考える」ことができるようなキャリア教育の充実を進めます。

## 4 「将来の自分のために学校でどのような活動や取組をしたいですか」



グラフ5



グラフ6

児童生徒の回答（グラフ5）について、「学力に関する取組」「自分自身の能力に関する取組」「児童生徒の交流に関する取組」「将来の職業に関する取組」「その他」の5つに分類しました（グラフ6）。

「学力に関する取組」を望む児童生徒の割合が高く、悩み事や困りごとについての回答（2）との関係が見受けられます。

回答を個別に見ると、学力・キャリア教育・体力についての取組を望む児童生徒が多いことから引き続きこれらに係る施策を進めてまいります。また、「話す・話し合い・交流・人間関係」に関する取組や「自主的・積極的・主体性・努力・考えること」を望む回答も多いことから、協働学習や探究的な学びも推進していきます。

## <教職員へのアンケート>

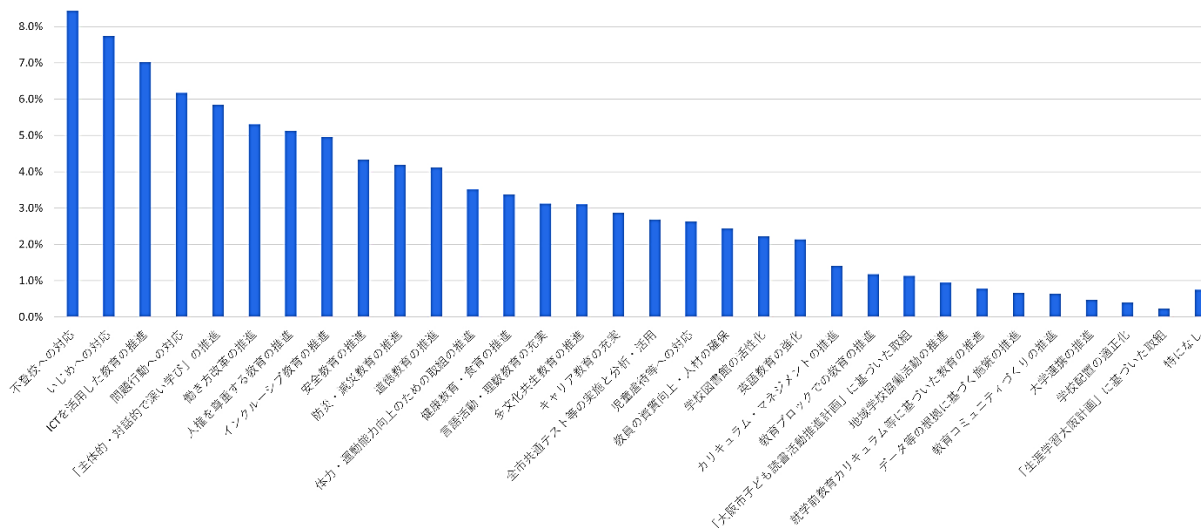
実施期間：令和7年（2025年）2月25日～3月19日

実施対象：大阪市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の教職員

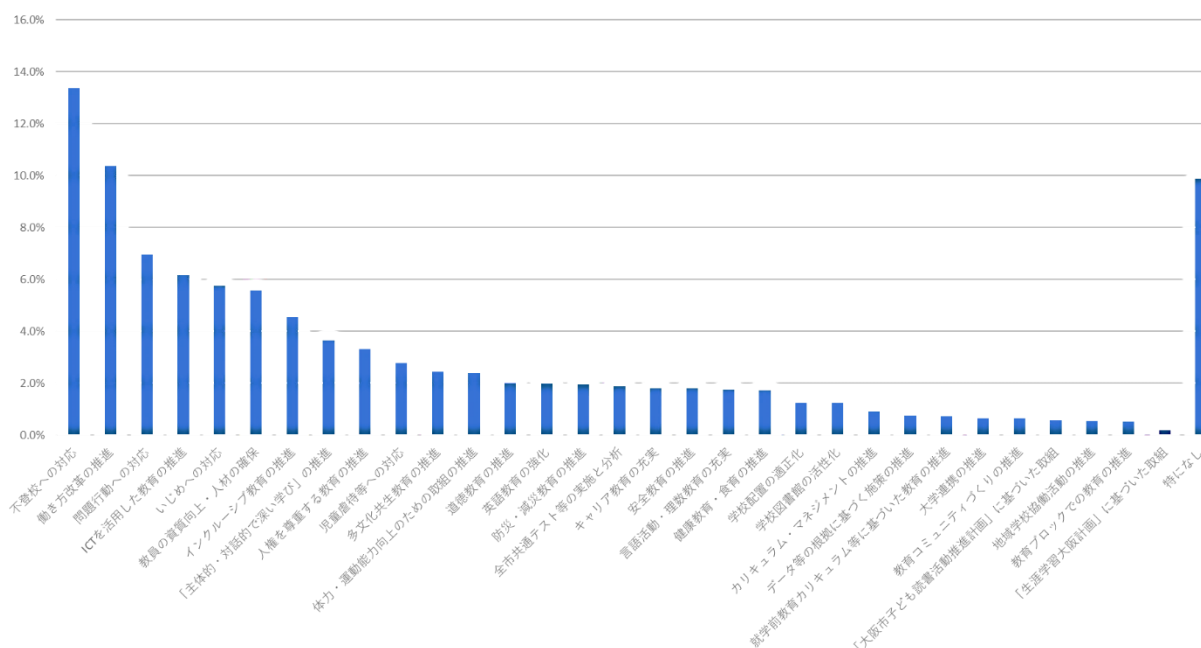
実施方法：大阪行政オンラインシステム

回答人数：2,459人

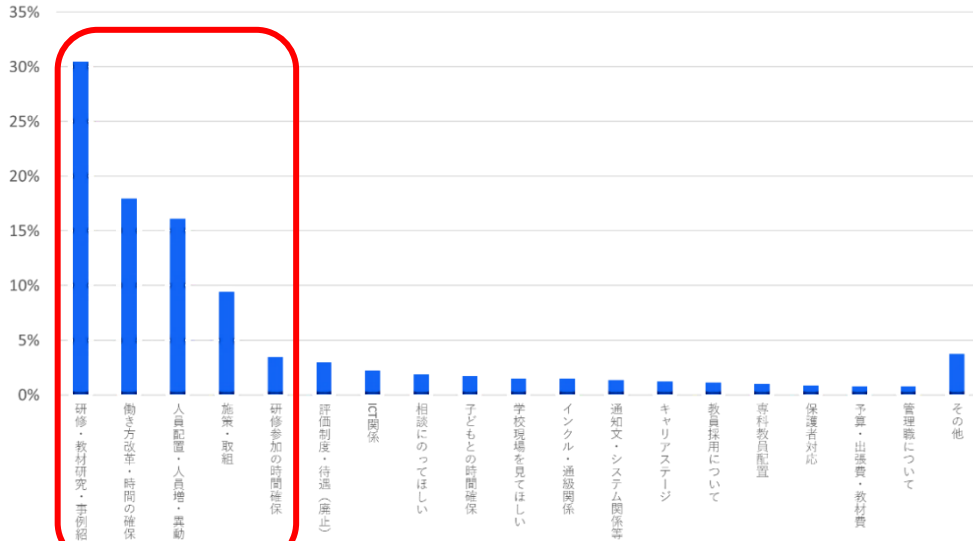
### 1 「これまでの3年間（令和4年から令和6年）で特に取り組めた施策は何ですか」



### 2 「特に改善すべき施策はありましたか」



### 3 「教職員の資質向上のためには、教育委員会にどのような取組を進めてほしいですか」



研修・教材研究・事例紹介など研修の実施や、研修参加のための時間確保などの回答が約3割であり、その他、授業力改善につながる取組を求める回答を含めると、4割を超える結果となりました。教員の資質向上に対する思いを受け、教員の研修内容や研修の参加方法などについて検討を進めていきます。また、学力向上事業の再構築では、教員の授業力向上のためのサポートは引き続き実施するとともに、各学校をきめ細かくサポートする支援体制の整備を図っていきます。

「これまでの3年間（令和4年から令和6年まで）で特に取り組めた施策は何ですか」と「特に改善すべき施策はありましたか」の回答の上位が同様の結果となっていることから、「不登校への対応」「いじめへの対応」「問題行動への対応」「ICTを活用した教育の推進」については目標を再考するとともに、更なる改善に向けて取組等を検討していきます。特に「働き方改革」については、これまでの取組を継続・発展させるとともに、教員一人一人の働きがいを高めるための新たな取組を進め、教職の魅力を高めるための総合的な取組を推進します。

なお、次の3つをコンセプトに掲げ、計画の策定に取り組みました。

#### 計画策定における3Sコンセプト

**S**IMPLE (シンプル)

全体を通して、市民や学校現場等にもわかりやすい表現・構成

**S**TRAIGHT (ストレート)

子どもたちに直に響く施策の展開

**S**PEEDY (スピーディ)

社会情勢を反映したスピーディな施策の展開

### (1) 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、令和5年度（2023年度）に策定された国の第4期教育振興基本計画を参酌するとともに、社会の情勢やこれまでの本市教育の取組の成果と課題等も踏まえ、令和22年（2040年）以降の社会を見据え、現行計画の後期取組として改訂します。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けることとします。

### (2) 計画の範囲

この計画は、就学前教育に始まり、小学校及び中学校（本計画では、義務教育学校の前期課程（小学校教育に相当する6年間）を「小学校」に、後期課程（中学校教育に相当する3年間）を「中学校」に含みます。「小学生」「中学生」についても同様の考え方です。）における義務教育までの学校園に関する教育施策とともに、人生100年時代を見据え、生涯を通じた学びが一層重要になっていることから、生涯学習に関する教育施策を対象範囲とします。

### (3) 他の計画等との理念の共有

教育施策と関連するそれぞれの施策体系を定めた「生涯学習大阪計画」や「大阪市子ども読書活動推進計画」などの計画と整合性を図るとともに、その中でも教育の観点から重点的に取り組むべき施策については、この計画にも位置付けることとします。

また、教育施策と関連する他の施策は、それぞれの施策体系を定めた計画に基づくものであることから、本市の市政改革の方向性を示す「新・市政改革プラン」だけでなく、それぞれの施策体系を定めた各計画を尊重しつつ、これらの計画と整合性を図りながら、教育の観点から重点的に取り組むべき施策について、この計画にも位置付けます。

### (4) 計画の構成・期間

この計画では、第1編に令和22年（2040年）以降の社会を見据えた基本的な目標及び施策の大綱等を示し、第2編では、目標達成に向けた具体的な施策の内容を示しています。

施行期間については、令和7年（2025年）までの前期取組に続く、後期計画として位置づけられることから、4年間[令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）]とします。

### (1) 基本理念

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。  
あわせて、グローバル化が進化した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

### (2) 3つの最重要目標

子どもたちの最善の利益のために、教育環境を安全で安心な場とし、学力や体力の向上に効果を上げることは、本市の教育行政及び学校運営にとって、普遍的な目標であるとともに、継続的な課題でもあります。そして、これらの目標達成に向けた改善の取組や成果について、市民や保護者のみなさまに対して説明し理解を求めることは欠くことのできないものです。

したがって、これまでの「安全・安心な教育の推進」と「未来を切り拓く学力・体力の向上」については、引き続き最重要目標として全力で取組を進めます。

また、これら2つの目標を追求する上で、急速に進む社会のデジタル化に対応して学習者用端末の1人1台環境を活用した効果的な教育環境を実現するとともに、喫緊の課題である教職員の働き方改革や、人材確保・育成、変革に柔軟に取り組めるしなやかな組織づくりを推進していくことが極めて重要であることから、「学びを支える教育環境の充実」を加えた3つを「最重要目標」として定めます。

これら3つの目標のための取組を相互に連携させ、教育施策全体の構造化を図りながら推進することにより、基本理念の実現をめざします。

#### 安全・安心な教育の推進

我が国の「子どもの貧困率」の状況は、OECDの調査によると、令和3年度（2021年度）調査においては11.5%となり、前回の調査から改善はしたものの、「子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率」については44.5%となっており、OECD加盟国の平均を大きく上回り、非常に高い状況にあります。さらに、本市においては、就学援助を受けている家庭の児童生徒が在籍している割合が、全国平均に比べて高い状況が続いています。

厳しい家庭環境にある幼児児童生徒を含む全ての子どもに、生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求できるように、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友達と交流しながら、健全に成長できる学校園生活を保障することが、本市の教育にとって第一の基本です。

令和7年（2025年）2月に実施した「教育振興基本計画に係るアンケート」の結果からも、児童生徒は、学校について、「みんなの仲が良い」「いじめのない」、安全・安心な場所であることを求めていることがうかがえます。人格形成の基礎となる、幼児期から小中学校を通した義務教育修了までの期間に、個人の尊厳の理念に基づき、基本的な道徳心・規範意識を培い、いじめや暴力を根絶するため、安全・安心に必要なルールを徹底します。その際、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要です。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。

さらに、防災・減災教育や安全教育などにより、「自分の命は、自分で守る」ことの大切さを伝えるとともに、自ら危険を回避するために主体的に行動する、自他の安全に配慮し危険な環境を改善する、自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりに進んで参加するなど、安全を守るための力の育成をめざします。

## 未来を切り拓く学力・体力の向上

子どもたちの最善の利益のために、学力や体力の向上に効果を上げ、もって市民のみなさまの期待に応えることは、本市の教育行政及び学校運営にとって最優先課題の一つです。学力の向上に関しては、全国学力・学習状況調査について、経年的に分析した結果、小学校・中学校とも着実に学力の向上がみられるとともに、全国平均を超える学校も増加しています。年によっては市全体で全国平均に並ぶ教科も出てきており、また、学力に課題の見られる児童生徒の割合についても、小学校・中学校とも経年的に全国との差は縮小しています。しかしながら、全国水準には達しておらず、更なる教育指導の充実が必要です。

義務教育以降の学力の向上及び人格の形成につなげるため、幼児期における取組を強化し、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための力をつける基礎を培います。そして、幼児期の学びをつなぐ小学校から義務教育の修了までに社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力を習得できるよう徹底します。

幼児教育から義務教育までの各段階に応じた切れ目のない、系統的総合的な学校園教育の取組により、基礎学力、論理的思考能力を習得し、様々な情報をもとに自分の頭で考え、自己の判断と責任の下に、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となる人間を育みます。

経済・社会全体において急速に進むデジタル化と教育データの活用によって人工知能（AI）が重要性を増す中、全ての子どもたちに、AIに置き換えられない人間ならではの知性を磨く教育を保障することが必要です。こうしたAI時代の教育にとって最重要の学力とも言える読解力及び数理能力並びにこれらをベースにした思考力・判断力・表現力等を身に付ける言語活動・理数教育の取組を強化します。また、国境を超えて情報・知識が伝播し、多様な文化的背景を持った人々とのコミュニケーションが求められるグローバル社会において、子どもたちの可能性を広げる英語力を身に付ける教育の充実を図ります。さらに、健康で活力のある生活を送るための基礎となる体力の向上を図り、健康的な生活習慣を心掛けることができるなど、自身の健康を管理する能力の育成をめざします。

## 学びを支える教育環境の充実

学校教育は、子どもたちの最善の利益などの不易の目的とともに、社会の変化に素早く、そして柔軟に対応することも求められます。近年、急速に変化しているデジタル化に対し、本市においては、全国に先駆けていち早く学習者用端末を整備し、授業をはじめとする学びや生活の中でICTを効果的に活用するとともに、教育行政や学校運営においても教育データの活用に取り組むなど、教育におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進しています。今後も、更なる社会変化に対応すべく教育のDX化を推進していく必要があり、そのためには、教職員の資質向上が今まで以上に必要となります。

働き方改革については、「学校園における働き方改革推進プラン」に基づき、様々な取組を推進してきた結果、教員の時間外勤務は着実に減少しているものの、月平均80時間を超える教員が一定数存在している。また、長時間勤務のほか、精神疾患による休職者の割合が高止まりであること、退職者数が増加していることなどの課題が生じており、これらの課題の解消を図っていく必要があります。

全国的に教員のなり手不足が深刻化する中、多様で優秀な人材の確保も差し迫った課題となっています。本市においても、厳しい状況となっていることから、教員採用試験に関する情報や本市の教員の魅力等を発信する「教採ひろば」を開催するなど、本市で教員を志す優秀な人材を確保するための取組を行っています。また、本市で初めて教壇に立つ新規採用の教員等が、年度当初から安心して円滑な教育活動を行うことができるよう、採用前研修を実施したり、教員が安心して産休・育休を取得できる職場環境や子ども・保護者が安心できる学習環境を実現するため、本務教員による欠員補充制度を創設したりすることで、教員一人一人にとって、本市で働くことの満足度が高まるように教育環境の充実をめざします。

さらに、学校の創意工夫を支援するため、産業界や大学との連携を一層進めるとともに、令和6年度（2024年度）に開設した大阪市総合教育センターでの取組を中心に教職員の資質向上をはじめ「学校力」アップに取り組んでいきます。

### （3）施策推進における基本的な方向

3つの「最重要目標」の達成に向け、重点的に取り組むべき施策を推進するため、次の9つの基本的な方向を示します。

#### 最重要目標1 安全・安心な教育の推進

- （1）安全・安心な教育環境の実現
- （2）豊かな心の育成

#### 最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上

- （3）幼児教育の推進と質の向上
- （4）誰一人取り残さない学力の向上
- （5）健やかな体の育成

#### 最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

- （6）教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- （7）人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- （8）生涯学習の支援
- （9）家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

<b>4</b>	<b>9つの基本的な方向</b>	ここでは9つの基本的な方向ごとの、施策や取組内容、目標を示しています。 施策の凡例：◎ ⇒特に重点的に取り組むもの ○ ⇒重点的に取り組むもの
----------	------------------	--

**基本的な方向Ⅰ 安全・安心な教育環境の実現**

主な施策	
◎ いじめへの対応	○ 児童虐待等への対応
◎ 不登校への対応	○ 防災・減災教育の推進
○ 問題行動への対応	◎ 安全教育の推進

誰一人取り残されず、全ての子どもの可能性を引き出すには、明るく落ち着いた教育環境の中で生き生きと学習に取り組む、学びを深め、友達と交流しながら健全に成長できる安全・安心な教育環境の実現が必要不可欠です。本市においては、個人の尊厳の理念に基づき、何よりも優先して、子どもの安全・安心と教育を受ける権利の保障に努めるという強い決意を持って取り組んできています。今後とも子どもに寄り添いながら、安全・安心な環境の中で子どもたち一人一人の多様なウェルビーイングの実現に向け、具体的な取組を進めていきます。

いじめへの対応については、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先する「大阪市いじめ対策基本方針」に基づく対処、事前に明示したルールを公平・公正に適用する「学校安心ルール」を徹底します。また、児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、それぞれに応じた指導・支援を行うため、スクリーニングの実施、ICTやいじめ第三者委員会の活用などの取組を総合的かつ効果的に推進していきます。

取組の一つである「学校安心ルール」は、子どもが自らを律することができる力の育成をめざすものであり、全ての子どもたちが安心して成長できる楽しく安全な学校環境の実現を支えるものです。また、校則（学校のきまりや生徒心得等）については、時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から、定期的に見直しを行い、児童生徒が自主的に守るように指導を行っていきます。このような、子どもが自らを律することができる力の育成とともに、防災・減災教育や防犯・交通安全教育などを通して、安全を守るために主体的に行動できる力の育成についても取り組んでいきます。

不登校児童生徒については、全国と同様に本市においても増加しており、その対応は大きな課題となっていることから、更なる家庭との連携、教育支援センターの取組や特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様な学校である大阪市立心和中中学校での受入れ、保護者支援も含めた不登校に関する総合的な相談窓口としての登校支援室「なごみ」での取組、自分の教室に入りづらい生徒のための校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置に向けた支援、学びの保障として学習動画コンテンツ等のICTの活用等の充実を図り、児童生徒一人一人に寄り添ったさらなる不登校児童生徒の学習機会の確保に向けた取組を行っていきます。また、児童生徒理解・教育支援シートを活用することなどを通して、不登校の未然防止や早期発見・解決を進めるとともに、家から出ることが難しく、他者や社会とのつながりを得られていない児童生徒への支援についても、メタバース等を活用したさらなる支援を検討していきます。

スマートフォン等の利用については、ゲーム、動画、SNS等に時間を費やす児童生徒が増加し、健康・生活習慣・学習への影響、ネットいじめ・犯罪被害・スマホ依存等の課題があるため、引き続き、ミライサミット（中学校代表生徒による協議の場）等を通して適切な使用や社会情勢の変化に対応した情報モラルについて、児童生徒が自ら考える機会を設けます。一方で、スマートフォンは、調べ学習や学習動画の視聴等、多様な目的で利用されており、単に利用時間を減らすということよりも、各家庭において、実情に応じてルールを設定することが適切な利用につながると考えられるため、家庭との連携を図りながら、取組を進めていきます。

また、ヤングケアラーやネグレクトを含む児童虐待等への対応について、地域、関係諸機関(区役所・福祉局・健康局・こども青少年局・教育委員会事務局)等が連携して進めていきます。

目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「学校に行くのは楽しいと思いますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	84.7%	87.0%
	中学校	83.3%	87.0%

## 基本的な方向2 豊かな心の育成

主な施策	
○ 道徳教育の推進	○ インクルーシブ教育の推進
○ キャリア教育の推進	○ 多文化共生教育の推進
○ 人権を尊重する教育の推進	

本市では、全国学力・学習状況調査の結果において、社会性に関する項目についての「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」や自己有用感・自己肯定感に関する項目についての「自分には良いところがありますか。」については、肯定的な回答をする児童生徒の割合が全国平均以上になることを目標に掲げてきました。その結果、中学校では全国平均をそれぞれ上回り、小学校でも「自分には良いところがありますか」では全国平均を上回るなど、社会性や自己肯定感については全国平均に追いついてきました。自己肯定感をさらに高められる「豊かな心の育成」をこれまで以上に進めることで、児童生徒それぞれのウェルビーイングの実現をめざします。

児童生徒への「教育振興基本計画に係るアンケート」において、「大人になった時にやりたい仕事はありますか」に対して、「ある」と回答した小学生は76.1%、中学生は46.8%でした。この結果を受けて児童生徒が将来について考えることができるようなキャリア教育を推進することで、自己有用感・自己肯定感を高めていきます。

また、幼児期から義務教育修了までの期間に、子どもたちの基本的な道徳心・社会性の育成を図るため、学校教育活動全体を通じた道徳教育活動を進め、これまで実施してきた「人に親切にする」「嘘をつかない」「ルールを守る」「勉強する」といった基本的なモラルを身に付けさせる取組を引き続き進めていきます。

近年、全国的に児童生徒の自殺数が増える傾向にあります。本市は、この事案に対して真正面から取り組んでまいります。人権教育を推進し、自らがかけがえのない大切な存在であると実感できるよう、学校教育活動だけでなく、家庭・地域等との連携を図り、児童生徒の自尊感情を高め、他者を思いやる気持ちを育てていきます。

障がいのある児童生徒は年々増加傾向にあり、これまで以上に、教員の障がいに対する理解並びに通常学級における合理的配慮への理解の深化及び専門性の向上を図るなど、本市が従来より進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進していきます。

多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対して、共生支援拠点における日本語指導や適応指導、母語・母文化の保障等の支援、学校図書館の機能を活用した支援を行うとともに、保護者の日本語能力や学校文化への理解の重要性に鑑み社会教育の分野において保護者対象の日本語教室を実施する等、学校教育・学校図書館・社会教育が連携し、多方面での取組を進めていきます。

さらに、「大阪市多文化共生指針」に示された取組等について、関係局や関係機関等での連携を図るとともに、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことのできる多文化共生教育を推進していきます。

目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「自分には、良いところがありますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	86.9%	88.0%
	中学校	85.0%	88.0%

### 基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上

#### 主な施策

##### ○ 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進

最重要目標の「未来を切り拓く学力・体力の向上」の土台には、乳幼児期の発達の特徴を踏まえた質の高い教育・保育の実践が不可欠であり、子どもが身近な環境に主体的に関わりながら、遊びや生活を通して生涯にわたる人格形成の基礎や小学校以降の教育の基礎を培えるよう取り組む必要があります。

また、乳幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が円滑に行われるように「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどして、就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続が重要とされています。「幼保小の架け橋プログラム」の取組への理解を広げ、架け橋期のカリキュラムを充実させることで、子どもたちがより円滑に小学校生活を送ることができるよう取り組む必要があります。

本市では、大阪市保育・幼児教育センターを中心に、公立や私立、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設種別を越えて、「就学前教育カリキュラム」の普及・浸透、就学前施設教職員の資質・専門性の向上に向けた研修、幼児教育・保育に関する調査・研究、情報提供を行い、幼児教育・保育の質の保障・向上に取り組んでいます。これまでの取組の成果を生かしながら、引き続き幼児教育の推進と質の向上を図るとともに、小学校以降の教育において未来を切り拓く学力や体力を身に付ける基礎を培えるように更なる充実に向けて取り組んでいきます。

また、体験型幼児教育施設（キッズプラザ大阪など）を活用して、家庭・保育所・幼稚園等では得難い、楽しい遊びや体験を通して創造性を培い、可能性や個性を伸長する学びの機会を提供するとともに、図書館を活用した就学前施設への配本や絵本の読み聞かせなどを行う図書ボランティアの派遣を通して読書環境の充実を図ります。

目 標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「就学前教育カリキュラムを活用して教育・保育を実践することができましたか。」に対して、肯定的に回答する教職員の割合 【本市調査〔就学前教育カリキュラムアンケート〕】	—	70.0%

## 基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上

主な施策	
◎ 言語活動・理数教育の充実 (思考力・判断力・表現力等の育成)	◎ 英語教育の強化
◎ 「主体的・対話的で深い学び」の推進 (各学校の実態に応じた個別支援の充実)	○ 全市共通テスト等の実施と分析・活用

「全国学力・学習状況調査」の結果における平成29年度（2017年度）から令和7年度（2025年度）までの経年比較を見ると、本市の平均正答率は、全国平均との比較において、全体的な改善傾向にあり、とりわけ令和5年度（2023年度）には小学校国語で、令和7年度（2025年度）には小学校算数でほぼ全国水準に達しました。

こうした状況を踏まえ、GIGAスクール構想等により整備されたICT環境も最大限に活用しつつ、子どもたちが生き抜くための基本となる学力を全ての児童生徒に身に付けさせていくことが求められています。

このため、児童生徒の発達段階を考慮しながら、読解力・言語能力、数理能力、論理的思考力、情報活用能力、課題発見・解決能力等、学習の基盤となる資質・能力や現代的諸課題に対応して求められる資質・能力等を育成していきます。

具体的には、日々の教育活動全般において、言語活動の充実を図っていきます。また、子どもの世界を広げ、思考を深めるため、文理融合的な内容を含む「総合的読解力育成カリキュラム」を活用し、全ての小学校（3年生以上）・中学校で、年間35時間以上、授業として総合的読解力育成の時間（「小中学生からのリベラル・アーツ教育」）を実施するなど、言語活動・理数教育を通して思考力・判断力・表現力等の育成に取り組みます。

さらに、各学校の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の授業の実現を支援するとともに、さらなる学力の向上に向け、質の高い「探究的な学び」の授業の推進を支援していきます。

また、国際教育プログラムである「国際バカロレア教育」を施設一体型小中一貫校のうち1校に導入して、探究的な学習や体験活動を通じた協働的な学びの教育手法を深化させるとともに、グローバル人材の育成をめざします。

さらに、「全国学力・学習状況調査」、「大阪市小学校学力経年調査」、「中学生チャレンジテスト」等、客観的・経年的に行われる調査結果のデータを活用することにより、各学校や一人一人の児童生徒の状況を把握し、誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細かくて継続した指導・支援を充実させるとともに、ICT機器も活用しながら、多様なバックグラウンドをもつ本市の子どもたちが、自ら考え、自ら選び、生涯にわたり学び続ける力を身に付けることを通じて、自分らしく未来を切り拓くことができる力の育成を図っていきます。

英語教育に関しては、児童生徒の外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するために、「小学校低学年からの英語教育」やネイティブ・スピーカーの全校への配置、外部テストを活用した教員の授業改善等、総合的な取組を進めてきました。その結果、令和7年度（2025年度）には、英語4技能5領域におけるCEFR A1レベル（英検3級）相当以上の英語力を有する中学3年生の割合が、60.3%に達しました。これまで取り組んできた小中学校9年間を見通した英語教育の取組を更に推進するとともに、PDCAサイクルを着実に機能させ、教師の指導力や児童生徒の英語力の向上を図ります。

目 標			令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
全国学力・学習状況調査における平均正答率の対全国比  【全国学力・学習状況調査】	小学校	国語	0.97	1.00
		算数	1.00	1.00
	中学校	国語	0.96	1.00
		数学	0.95	1.00
大阪市小学校学力経年調査・中学生チャレンジテストにおけるボリュームゾーンにあたる層の変化率※1 【本市調査〔小学校学力経年調査・中学生チャレンジテスト〕】	小学校	国語	-0.20% (令和6年度末)	1.0%
		算数	-0.10% (令和6年度末)	1.0%
	中学校	国語	1.31% (令和6年度末)	1.5%
		数学	0.00% (令和6年度末)	1.0%
全国学力・学習状況調査における学力に課題の見られる児童生徒の割合の全国との差※2  【全国学力・学習状況調査】	小学校	国語	2.2%	0%以下
		算数	0.2%	0%以下
	中学校	国語	2.6%	0%以下
		数学	3.1%	0%以下

※1：全国（大阪府）の児童（生徒）の学力状況から、学力の高い順に25%区切りで、区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ、区分Ⅳの4つに分けたとき、区分Ⅱと区分Ⅲの児童（生徒）の学力の変化率を「ボリュームゾーンにあたる層の変化率」とした。

・学力の変化率は、（小6（中3）の平均標準化得点－小3（中1）の平均標準化得点）÷小3（中1）の平均標準化得点×100で算出する。

※2：全国（公立）の児童生徒全員の正答数分布の状況から、正答数の高い順に概ね25%区切りで、区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ、区分Ⅳの4つに分けたとき、区分Ⅳの割合を「学力に課題の見られる児童生徒の割合」とした。

・数値は、本市と全国との差を表し、小さいほど良好な結果です。

## 基本的な方向5 健やかな体の育成

主な施策	
◎ 体力・運動能力向上のための取組の推進	○ 健康教育・食育の推進

生涯にわたり健康で活力ある生活を送るために、子どもの頃から主体的に運動する習慣を身に付け、基礎的な体力を養うとともに、望ましい食生活など健康的な生活習慣を心掛け、健康を管理する能力を形成することが重要です。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果における令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの経年比較より、本市の体力合計点は、中学校女子は全国平均を上回り、中学校男子においても新型コロナウイルス感染症まん延前の令和元年度（2019年度）の数値を上回るなど改善傾向にあります。しかし、小学校男子女子、中学校男子については全国平均に達していない状況です。下回っている種目が多い状況や、本市の子どもが都市部に暮らし、社会環境や生活様式の変化によって身体を動かして遊ぶ機会が減少している現状を踏まえ、各学校園の状況を把握しながら学校園における体力向上に向けた取組を進めます。さらには、区役所や関係局等と連携し、運動やスポーツに親しむ機会の確保に努めていきます。

これまでの部活動の改革の取組を引き続き推進し、「大阪市部活動指針～プレイヤーズ・ファースト」に基づいた部活動の充実に向け、関係機関と連携しながら生徒の発達段階を踏まえた指導者講習会等を開催することで支援を進めるとともに、部活動指導体制の充実に向け部活動指導員の活用を進めていきます。

また、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実と、教職員の働き方改革の視点到留意し、国の方針（部活動における地域展開等）も踏まえながら、本市の実情に応じた、今後の部活動の在り方を検討していきます。

健康教育については、児童生徒の規則正しい生活習慣が身に付くよう、近年、社会的な問題となっているスマートフォン依存・ゲーム障害などへの対応を進めるとともに、健康に関する指導や食育など、子どもの発達段階に応じた指導を実施していきます。

目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)	
体力合計点の対全国比 【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】	小学校	男子	0.97	1.00
		女子	0.97	1.00
	中学校	男子	0.99	1.01
		女子	1.01	1.01

## 基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

主な施策	
◎ ICTを活用した教育の推進	◎ データ等の根拠に基づく施策の推進 (教育データの活用等)

ICTの活用により、授業や児童生徒への指導の方法を変えるなど、教育の質を向上させる教育DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組みます。

徹底したデジタルリテラシー教育や児童生徒の発達段階に応じた端末活用を前提とした上で、児童生徒及び教員がICTツール等を自由に使うことができ、やりたいことにチャレンジできる環境を実現します。

児童生徒が、ICTツール等を活用しながら、興味・関心や能力・特性に応じて自己調整し、発達段階をふまえて自律的・探究的に学ぶことができ、多様な他者との協働により自己の考えを広げ深められる学びを進めることができるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をさらに推進します。また、ICTを安全に、効果的に使いこなすことができるデジタルリテラシーを身につけることができるよう情報活用能力の抜本的な向上に取り組みます。

教員が、学習者用端末をはじめ、ICTツールや生成AI等のデジタル学習基盤の活用を前提とし、教科横断的な視点で課題を捉え、児童生徒が発達段階に応じて自律的に学習を進める力を身につけ、学ぶ楽しさを知ることができるよう伴走的に支援する教員の資質・能力の向上に取り組みます。また、ICTツールや生成AIの校務利用等により、業務改善に取り組み、児童生徒一人一人に寄り添う時間を確保するとともに、急激な社会の変化に柔軟に対応し、児童生徒のウェルビーイングを向上しながら自身のウェルビーイングの向上にも努めることができる教員の育成に取り組みます。

これらを支える支援体制として、デジタル学習基盤の活用を前提とした学習の円滑な実施を可能とするネットワークや校務系・学習系システムの最適化などの環境整備、学校現場への支援体制の強化及び学校の課題に応じた伴走支援、児童生徒の資質・能力の育成に資する個別最適な学習環境の整備に取り組みます。

また、大阪市総合教育センター内にシンクタンク統括室を設置し、小学校3年生から中学校3年生まで経年的に分析可能な学力調査・テスト結果及び学習者用端末を活用した一人一人の学習履歴や学習行動記録等の教育データを集積し、児童生徒ごと、学級ごと、学校ごとに、データの変化を可視化し、これを専門的見地から分析することで、教育の成果と課題を見える化し、効果的な指導方法や学習行動等の知見を得て、学習指導や学校支援に活かすなど、データ等の根拠に基づく施策を推進します。

目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「学習者用端末を活用して、調べた情報をもとに、課題を解決するために情報を収集・整理し、まとめ・表現する取組をしていますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査[小学校学力経年調査・年度目標アンケート]】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%

## 基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

主な施策	
◎ 働き方改革の推進	○ カリキュラム・マネジメントの推進
◎ 教員の資質向上・人材の確保	(校園長のマネジメント強化)
○ 大阪市総合教育センターによる学校園への支援	○ 学校配置の適正化
○ 教育ブロックでの教育の推進	
(学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援)	

学校園が子どもたちの活気にあふれる場となり、組織としての自主性・自立性を持って特色ある教育実践を展開していくためには、直接子どもに関わる教職員一人一人の資質を高めるとともに、働きがいとモチベーションを高め、いきいきと子どもたちに向き合い、持てる力を存分に発揮できるようにすることが大切です。このため、教職員の働き方改革、優秀な人材の確保・育成、人事制度の整備、校園長によるマネジメントの強化等の更なる推進が重要です。

働き方改革については、「学校園における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の負担軽減による長時間勤務の削減に向けて、様々な取組を進めてきたところです。今後は、「学校園の働き方ビジョン」及び「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】」に基づき、これまでの取組を継続・発展させるとともに、心理的安全性が確保された中で、貢献感とやりがいを感じられる職場風土改革、多様な個性とキャリアプランに応じた人材育成、高い専門性と役割に応じた魅力ある処遇など、教員一人一人の働きがいを高めるための新たな取組を進め、教職の魅力向上をさせる総合的な取組を推進していきます。

深刻化する教員のなり手不足に対応するとともに、多様性を備えたしなやかな教職員組織を整備し、社会に開かれた教育課程の実現に取り組むため、特別免許状の積極的な活用により教職課程履修者以外の専門性や社会人経験を有する人材を教員として登用する採用選考の新たな特例措置等を実施し、多様な人材の採用を進めます。特に、先端的な理数教育の担い手については、特別免許状による採用者を含む多様な人材の確保を図ります。また、教員を採用前から育成する観点から現場実習の受入れを推進します。

各学校園が学力向上等の目標を達成するため、カリキュラム・マネジメントを通じて、子どもたちや学校・地域の実態等を把握し、教育課程の実施状況の検証・改善によって教育の質を向上させ、学習効果の最大化を図っていきます。また、校園長のマネジメントの下、頑張っている教員がより頑張れるような処遇、キャリアステージに応じた研修等、総合的な人事制度を継続的に整備・改善していきます。

大阪市総合教育センターにおいて、養成・採用段階の取組を推進するとともに、キャリアステージに応じた研修や新任教員への支援を通じて、教員の資質能力を高め、専門性の高い教員を育成します。また、企業や大学等と連携できる仕組みを活用し、有益な知見を得ることで本市や学校園の教育課題の解決に向けた支援の強化につなげます。そのほか、4つの教育ブロックでの支援、学校配置や規模における教育環境の最適化などを推進します。

目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
各校種における教員の1か月あたりの平均時間外勤務時間 « 「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】」より» 【本市調査〔システムによる自動集計〕】	幼稚園	20時間28分 (令和6年度末)	20時間以下
	小学校	23時間34分 (令和6年度末)	20時間以下
	中学校	37時間31分 (令和6年度末)	30時間以下
教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合 【本市調査〔管理職選考受験者実績〕】		25.4%	30.0%

## 基本的な方向8 生涯学習の支援

主な施策	
○ 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組	○ 学校図書館の活性化
○ 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組	

人生100年時代において、全ての人が人生を心豊かに過ごすためには、どのライフステージにおいても主体的に学び、学びの成果を社会に生かすことが求められています。

本市では、教育基本法による生涯学習の理念の実現に向け、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえ、本市におけるこれからの生涯学習推進に向けての視点、総合的に講ずべき施策の方向性とその内容を明らかにすることを目的として、「生涯学習大阪計画」を策定しています。その計画に基づき、子どもの学び、家庭教育を含めた市民の学びの支援に取り組んでいきます。とりわけ、近年の外国人住民の急増を踏まえた識字・日本語教育への対応が喫緊の課題であることから、大阪市識字・日本語教育基本方針に基づいた取組を推進します。

市立図書館は、いつでも、どこでも、だれもが課題解決に必要な情報にアクセス可能な、創造都市の知識・情報基盤である「知識創造型図書館」の利用促進を図ります。

また、子どもの読書活動を推進するため、「大阪市子ども読書活動推進計画」を策定しています。子どもの読書活動は、ことばを磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。計画に基づき、全ての子どもが生き生きと読書を楽しめるよう、家庭、地域、学校等が連携して取り組みます。

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、教科学習だけでなく、すべての教育活動で活用でき、子どもたちの学びを支えています。本市では、全小中学校への学校司書の配置や蔵書の充実等、学校図書館の環境整備に取り組んできました。

更なる学校図書館の活性化に向け、学校司書の配置を進めるとともに、学校図書館に関わるその他の職員、図書ボランティア等がそれぞれの役割を担い、子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむことをめざします。

目 標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「生涯学習センターの講座等をきっかけに、様々な学習や活動につなげたいと思うか。」に対して、肯定的に回答する参加者の割合 【本市調査〔参加者アンケート〕】	—	90.0%

## 基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

### 主な施策

#### ○ 教育コミュニティづくりと地域学校協働活動の推進

昨今、自然災害や事故・事件、感染症等の健康問題、家庭環境の多様化等、子どもたちを取り巻く環境は複雑化し、厳しい状況もあります。そのような状況の下、学校園の運営に当たっては、学校園だけで解決できない課題も多く存在します。また、幼児教育から小学校及び中学校における義務教育までの各段階に応じた切れ目のない支援を行うためには、教育委員会や区役所、関係局が連携協力してだけでなく、学校園、家庭、市民、地域団体、NPO、企業その他の教育に携わる全ての人や団体が、それぞれの役割と責任を果たしながら、互いに連携協力し子どもたちを支える、まさに、社会総がかりで子どもを育む活動に取り組むことで、教育課題を改善していく必要があります。

本市では、教育に携わる全ての人や団体の協働による取組を進めるため、大阪市立学校活性化条例に基づき、教育委員会が所管する全ての市立学校園に、保護者や区民等の学校運営への参画を目的とした学校協議会を設置するとともに、積極的な情報発信を行い、開かれた学校づくりを進めるなど教育改革を推進してきました。各区役所が学校協議会の運営状況を把握するとともに運営の補佐の役割を果たし、各区での保護者・区民等の参画のための会議との有機的な連携を図るなど、地域に根差した取組を進めてきました。今後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正により、学校運営協議会の承認事項に、教職員の業務量管理や健康確保措置の実施などの事項が加わるなど、コミュニティ・スクールの役割はますます大きくなることから、本市においても、体制基盤づくりを図ります。また、これまでの取組を生かしつつ、学校や地域を拠点とした学習機会の充実、登下校時の見守り活動、読書活動支援、地域の交流行事など、地域による学校支援の取組や、学校・地域・家庭の連携による様々な取組などの一層の推進を図っていきます。

保護者や地域住民が学校の諸活動により積極的に参加できるように取り組むことで、地域学校協働活動等を進め、「教育コミュニティづくり」の一層の推進を図っていきます。

目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか。」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	94.3%	95.0%
	中学校	88.5%	90.0%

### (1) 成果と課題の見える化

本計画に掲げている「基本理念」に基づき、本市の子どもたちが成長しているのか、また、「基本方向」に沿って取り組んでいる施策が所期の教育効果をもたらしているのかなど、取組の成果や課題は、社会総がかりで子どもたちを育む観点から、本市において教育に携わる全ての人々に公表すべき情報です。

本市が抱えている貧困などの子どもや家庭をめぐる課題への対応に向け、切れ目のない支援を行うためにも、全ての学校園・教職員の取組や子どもの成長などについて、客観的・経年的な検証・評価を行い、その結果を公表することで教育の成果と課題についての見える化を図ります。このことにより、教育に携わる人々がそれぞれの立場から、大阪市、各学校園、子どもたちの教育課題について直視することへとつながります。

具体的には、年度単位で実施する「教育行政点検・評価」や「局運営方針」の指標をこの計画と連動させることで、効率的にこの計画の進捗を管理します。

成果が上がっている施策については、より伸ばすように取り組むとともに、課題があると認識されるものについては、改善に向け次の一步を踏み出すという組織的かつ継続的な検証改善サイクルが重要であることから、これまで以上にデータ分析等の活用も図り、「成果と課題の見える化」を推進していきます。

### (2) 分権型教育行政（教育ブロックでの教育の推進）

本市の教育行政は、本計画などの方針に基づき、全ての学校園に対して、幼稚園教育・学校教育の円滑かつ継続的な実施のための指示や指導、支援等を行っています。

学校教育の推進に当たっては、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）に基づき、地域に身近な区役所が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施する分権型教育行政を進めています。区長を区担当教育次長とし、本市として一元的に実施していくことが必要な事務を除き、区内における教育長の一定の権限と責任を分担し、教育委員会事務局職員を兼ねる職員を区役所に配置し、取り組んでいます。

各区役所は、「保護者・区民等の参画のための会議」や「区教育行政連絡会」などを設け、保護者・区民等の教育に関する意見やニーズの把握、区内の学校長等との連絡調整、意見交換等の仕組みづくりを進めています。こうした仕組みや学校に対するモニタリングにより区役所が把握した課題やニーズ、意見等については、区担当教育次長が教育施策及び事業のみならず、区長、区シティ・マネージャーとしての所管に属する教育関連分野の施策及び事業も併せて総合的に施策等に反映させ、学校や教育コミュニティへの力強いサポートを行います。

分権型教育行政のシステムを構築する目的は、学校や地域における教育を活性化することにあります。分権型教育行政システムにより、教育施策等を推進するシステムと体制をより効果的に機能させ、市長のリーダーシップの下、教育委員会、関係局及び区役所がしっかりと連携し、保護者や地域と力を合わせ、社会総がかりで教育を行っています。

さらに、よりきめ細かくかつ的確に学校を支援するために、教育委員会事務局の体制整備を図りながら、本市を4つの教育ブロックに分け、それぞれに担当指導主事等を配置しました。そのうえで、教育委員会事務局のマネジメントの下、業務の精選・効率化と指導主事等の指導力向上を図り、学力・体力の向上や安全・安心な学校づくりに向け、各学校の実情に応じたきめ細かな支援策を推進するとともに、広く一般の教職員からも直接提案を受けて教育長・教育委員へ伝え、施策に反映していきます。



## 第2編

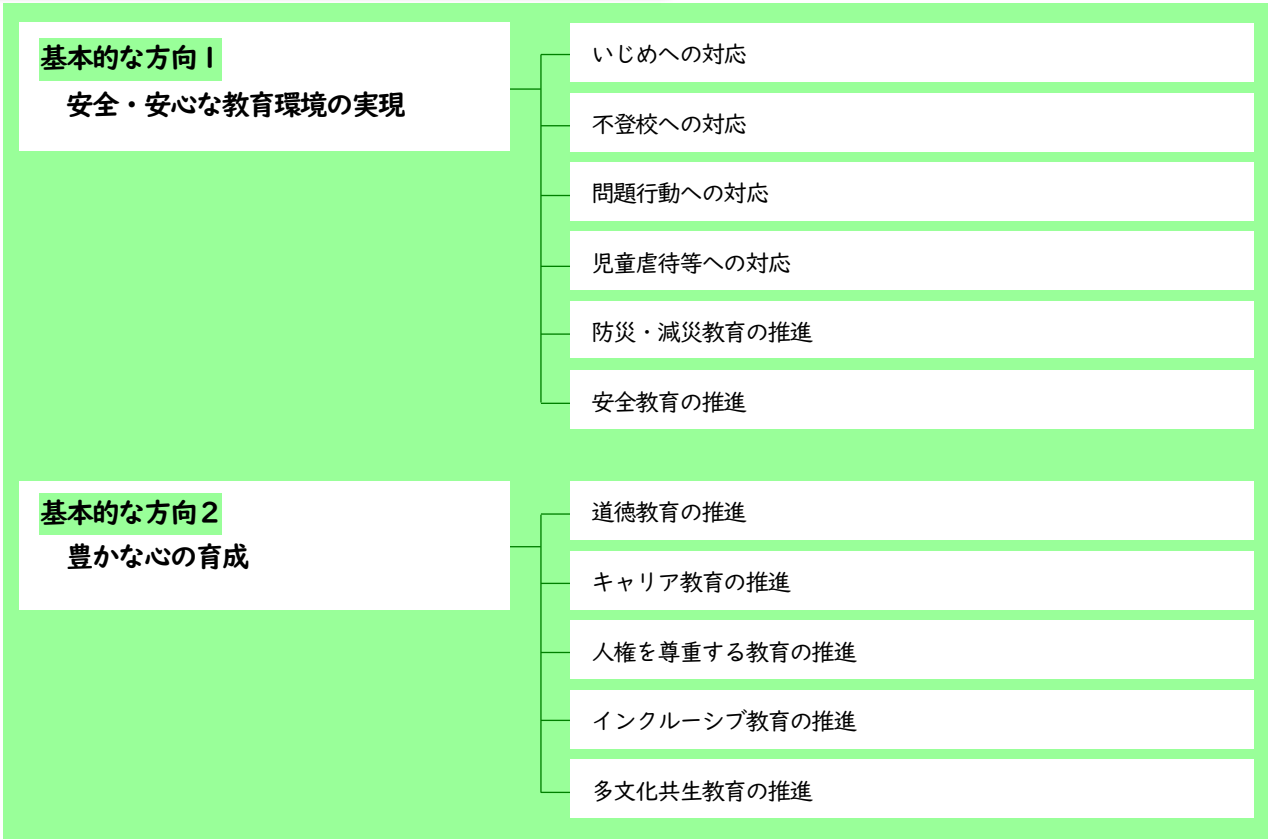
### 施策

(具体的な取組)

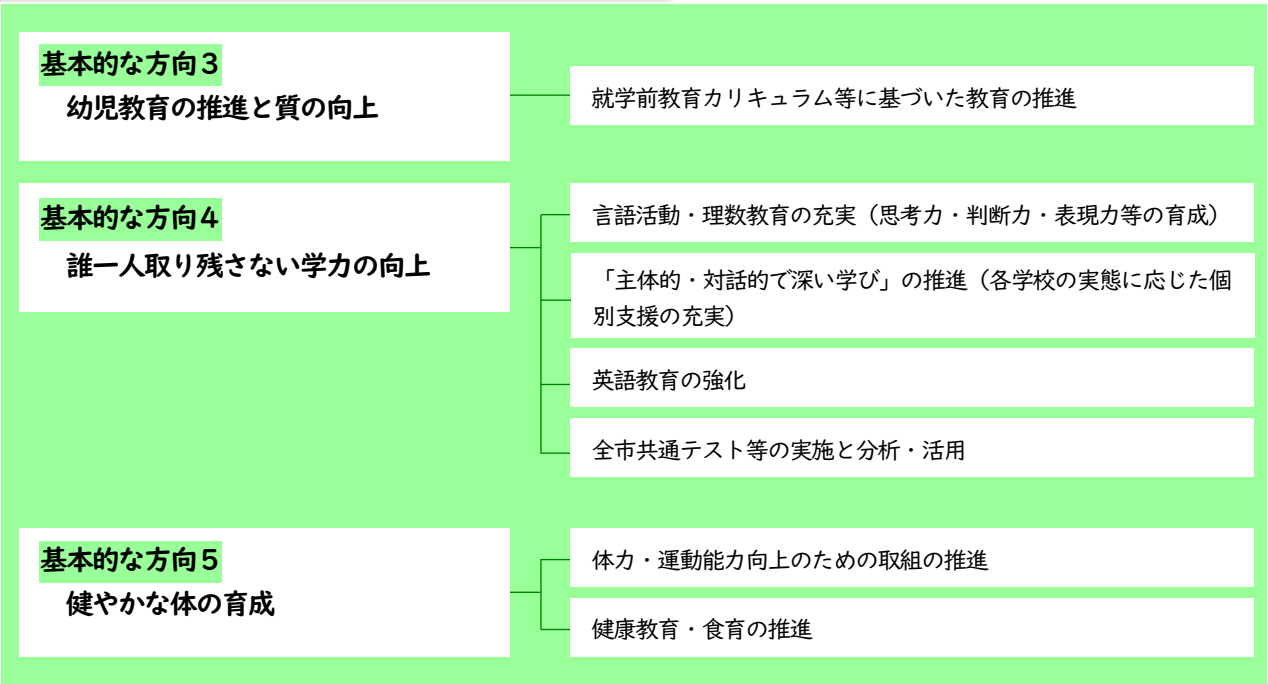
I	<b>施策の体系</b>	
---	--------------	--

第2編では、第1編での3つの最重要目標、9つの基本的な方向の分類を踏まえ、重点的に取り組むべき施策の全体像を示しています。

**最重要目標1 安全・安心な教育の推進**



**最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上**



### 最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

#### 基本的な方向6

教育DX（デジタルトランス  
フォーメーション）の推進

ICTを活用した教育の推進

データ等の根拠に基づく施策の推進（教育データの活用等）

#### 基本的な方向7

人材の確保・育成としなやかな  
組織づくり

働き方改革の推進

教員の資質向上・人材の確保

大阪市総合教育センターによる学校園への支援

教育ブロックでの教育の推進（学校や地域等の実情に応じたきめ  
細かな支援）

カリキュラム・マネジメントの推進（校園長のマネジメント強化）

学校配置の適正化

#### 基本的な方向8

生涯学習の支援

「生涯学習大阪計画」に基づいた取組

「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組

学校図書館の活性化

#### 基本的な方向9

家庭・地域等と連携・協働した  
教育の推進

教育コミュニティづくりと地域学校協働活動の推進

## 基本的な方向 | 安全・安心な教育環境の実現

### 1-1 いじめへの対応

#### (これまでの成果と課題)

- ・平成27年(2015年)8月「大阪市いじめ対策基本方針」を策定。同方針について理解を深め、同方針を遵守したいじめ対策の徹底を図るための全教職員対象の研修や、全小中高等学校の「学校いじめ防止基本方針」の点検を実施
- ・平成29年度(2017年度)より「いじめについて考える日」を設定
- ・「学校安心ルール」の作成・活用による児童生徒の規範意識の醸成
- ・令和元年度(2019年度)より、問題の深刻化・未然防止を図るため、SNS相談を本格実施。児童生徒からの直接の相談窓口を拡充し、必要に応じて大阪市版スクールロイヤー(School Support Expert Team)を派遣
- ・令和3年(2021年)4月より、いじめ重大事態事案に係る速やかな対応に向けて、第三者委員会を常設化
- ・令和5年度(2023年度)より、「いじめについて考える日」に加え、「いのちについて考える日」を設定
- ・令和7年度(2025年度)より、児童生徒からの悩みや相談をさらに広く受け止めることができるようSNS相談窓口の開設日を週1日から週2日に変更

⇒ 取組の結果により、いじめの認知件数については、小学校では全国平均より多く、中学校についても増加傾向であり、積極的な認知が進んでいます。引き続き、学習者用端末による「いじめアンケート」の実施及び相談機能の導入により、これまで以上にいじめの早期発見や未然防止が見込まれるため、全教職員がいじめに対する認識や対応の在り方について、より一層理解を深められるよう、研修等を充実する必要があります。

#### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

「いじめは、いつでも、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」「いじめは命をもおびやかす行為であり、人間として絶対に許されない行為である」という認識をはじめとする「大阪市いじめ対策基本方針」を、全学校において一層徹底するとともに、「大阪市いじめ対策基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を児童生徒、保護者に対して、年度当初に周知することにより、いじめを受けた子どもの「救済」と「尊厳」を最優先します。また、ネットいじめの深刻化など社会情勢の変化に対応したいじめ対策及び自殺予防に向けた支援の在り方の検討を進め、学校がいじめ等の早期発見・解決や未然防止を行えるようにします。

児童生徒がSOSを発信しやすい環境と、教職員が児童生徒の状況を多面的に把握し、一人一人に寄り添ったきめ細かで包括的な支援を行える環境の実現をめざして、SNS相談を含むこれまでの取組を継続させるとともに、学習者用端末を活用した「いじめアンケート」の実施等、ICT技術を活用することで、児童生徒が安全に通え、安心して学べる学校をめざします。

#### (具体的な取組例)

- ・「大阪市いじめ対策基本方針」の理解・実践に関するeラーニング研修の実施
- ・「大阪市いじめ対策基本方針」の理解・実践に関するアンケート調査の実施及び調査結果を踏まえた同方針の徹底
- ・「学校安心ルール」の活用による規範意識の醸成
- ・「いじめについて考える日」「いのちについて考える日」や「いじめアンケート」の実施によるいじめの未然防止、早期発見の取組の徹底

- ・こどもサポートネットの実施
- ・第三者委員会の常設化によるいじめ重大事態事案の迅速な対応
- ・大阪市版スクールロイヤーの活用
- ・SNS相談の実施
- ・生活指導サポートセンター（個別指導教室）の活用
- ・生活指導支援員の配置
- ・管理職・生活指導担当教員等対象の研修会の開催
- ・年度当初における「大阪市いじめ対策基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の児童生徒、保護者、関係機関等への周知
- ・「最新の技術（インターネット）等を介したいじめ等に係る啓発リーフレット」の作成・配付
- ・第三者機関の外部通報窓口の周知
- ・課題解決支援員（スクールソーシャルワーカー）の配置

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	74.6%	80.0%
	中学校	73.5%	80.0%
「『大阪市いじめ対策基本方針』に基づきたいじめの対応を行っている」と回答する教員の割合 【本市調査 [いじめ対応に係る「振り返りチェックシート」]】		—	100%
「大阪市いじめ対策基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」について、年度当初に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している学校の割合 【本市調査 [いじめ対応に係る「振り返りチェックシート」]】		—	100%

## 1-2 不登校への対応

### (これまでの成果と課題)

- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置による相談体制の整備
- ・平成25年度(2013年度)より、児童生徒等が落ち着いて学習に取り組むことができる環境整備に向け、小中学校に生活指導支援員を配置
- ・令和元年度(2019年度)より、SNS相談を本格実施し、学校生活等に関する児童生徒からの直接の相談窓口を拡充
- ・令和2年度(2020年度)、不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・支援を行い、社会的自立をめざすために、教育支援センターを開設。令和3年度(2021年度)には2か所を増設
- ・令和4年度(2022年度)に、「不登校児童生徒が民間施設及び学校外で相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いに関するガイドライン」を作成
- ・令和6年度(2024年度)、学びの多様化学校(大阪市立心和中学校)を開校
- ・令和6年度(2024年度)、不登校児童生徒への学びの保障として学習動画コンテンツのアカウントの付与、保護者支援、教員研修、フリースクールや民間団体との連携等、不登校支援の総合的窓口として登校支援室「なごみ」を開設。
- ・令和6年度(2024年度)より、教室に入りづらい生徒を対象に校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)のモデル校設置

⇒ 不登校児童生徒に寄り添い、きめ細やかな支援を進めるためにも、人員の確保が必要であるが、学習への支援、ICTにかかる支援、ソーシャルスキルを高める支援など、高い質の支援を担保した人員の確保は大きな課題と考えています。また、文部科学省より「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」において、「不登校児童生徒について把握した事実」の中で、割合の多い順として「やる気がでない」、「不安・抑うつ」、「生活リズムの不調」と示されており、本市においても同様な傾向があり、いまだ、家から出ることが難しく、他者や社会とのつながりを得られていない児童生徒が一定数いることが推定されることから、さらなる支援の研究を進める必要があります。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

児童生徒の状況を適切に把握し、抱えている問題に対してより丁寧にかつ適切に支援が行えるよう、児童生徒理解・教育支援シートを活用することなどを通じて、不登校の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに努めます。あわせて、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりや良好な人間関係の構築を図り、早期発見・解決に努めます。

不登校児童生徒の個々の状況に応じた段階的な支援策については、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し家庭との更なる連携を図りながら、児童生徒の支援ニーズを的確に把握するとともに、区役所をはじめ、こども青少年局や教育支援センター、また、民間フリースクール等、学校内外の関係機関等とも連携を図ることで教育の機会を確保します。

在籍校への登校が困難な児童生徒を対象に教育支援センターのさらなる充実した運営、登校はできるが教室には入りづらい児童生徒を対象に各校における校内教育支援センターの設置への支援、様々な支援を受けてもなお在籍校への登校が困難な生徒を対象に学びの多様化学校の運営、また、不登校に悩む保護者や不登校児童生徒への支援に悩む教員を対象に相談・支援を行う登校支援室「なごみ」を運営し、きめ細やかに、一人一人に寄り添い、ニーズに応じた不登校への支援を進めます。

また、今後においては、家から出ることが難しく、他者や社会とのつながりを得られていない児童生徒への支援についても、福祉や医療、民間団体等とも連携を図りながら、メタバース等のICTを活用した支援などさらなる支援を検討していきます。

**( 具体的な取組例 )**

- ・ SNS相談の実施
- ・ こどもサポートネットの実施
- ・ 教育支援センターの運営 3か所
- ・ 学びの多様化学校（中学校夜間学級併設）の運営
- ・ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置支援・登校支援室「なごみ」の運営
- ・ 学習動画コンテンツ配信事業（不登校支援）の実施
- ・ メタバース等のICTを活用した支援のモデル実施
- ・ 課題解決支援員（スクールソーシャルワーカー）の配置

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
不登校児童生徒の在籍比率 【本市調査〔生活指導に関する調査〕】	小学校	2.05 (令和6年度末)	1.65以下
	中学校	9.55 (令和6年度末)	8.62以下
前年度不登校児童生徒の改善の割合※ 【本市調査〔生活指導に関する調査〕】	小学校	34.0% (令和6年度末)	50.0%
	中学校	36.1% (令和6年度末)	50.0%

※前年度不登校であった児童生徒のうち、不登校の状態が解消された、または不登校状態であっても次の1～3に該当しているなど総合的な判断により、不登校の状態が改善されたとする人数を把握

- 1 出席日数及び出席扱い日数の増加
- 2 ICTの活用等による、本人・保護者と学校がつながる回数の増
- 3 次の不登校支援を受ける回数の増（継続も含む）

(具体的な不登校支援内容について)

**【校内】**

- A. 養護教諭やスクールカウンセラー等による専門的な指導・相談を受けている。
- B. 校内で通常の教室に入り辛い生徒が学ぶための特別な教室（校内教育支援センター、校内適応指導教室、スペシャルサポートルーム等、保健室や習熟度別学習等で使用する普通教室などの一時的な利用を除く）を設置し、通所している。
- C. 学習動画コンテンツや授業配信等を含むICT等を活用した支援
- D. 区役所の事業を活用した支援

**【校外】**

- A. 登校支援室「なごみ」への相談
- B. 教育支援センターへの通所
- C. こども相談センターによる支援（教育相談やサテライトへの通所）
- D. 区役所の事業を活用した支援（区で設置する教育支援センターへの通所や登校支援など）
- E. 医療機関への通院
- F. フリースクールや放課後等デイサービス、インターナショナルスクールなどの民間団体・民間施設等への通所

### 1-3 問題行動への対応

#### (これまでの成果と課題)

- ・平成25年度(2013年度)より、児童生徒等が落ち着いて学習に取り組むことができる環境を整えるために、小中学校に生活指導支援員を配置
- ・平成27年度(2015年度)、個別に学校外施設での指導が適切であると判断された児童生徒の支援及び日常的な学校からの生活指導に関する相談窓口として、生活指導サポートセンター(個別指導教室)を開設
- ・平成29年度(2017年度)より「学校安心ルール」を活用、事前にルールを明示することで児童生徒の規範意識を醸成
- ・令和元年度(2019年度)より、問題の未然防止や深刻化を防ぐため、必要に応じて大阪市版スクールロイヤー(School Support Expert Team)の派遣を開始
- ・令和4年度(2022年度)に、児童生徒の健全育成対策を効果的に推進することを目的とした「児童生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定書」を締結
- ・令和6年度(2024年度)に、「学校安心ルール」を一部改訂
- ・令和7年度(2025年度)より、児童生徒からの悩みや相談をさらに広く受け止めることができるようSNS相談窓口の開設日を週1日から週2日に変更

⇒ 取組の結果、児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、小学校、中学校ともに全国平均より下回り、特に小学校では全国平均の3分の1まで減少するなど大きな成果が見られました。

一方、「学校のきまり(規則)を守っている」と回答する割合は、増加傾向にあるものの全国平均には及んでおらず、幼児期から小中学校を通じた義務教育終了までに、基本的な道徳心や規範意識、児童生徒が自らを律することができる「自律」の力を育成する必要があります。

#### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

「学校安心ルール」等の活用及び校則(学校のきまりや生徒心得等)の見直しにより、児童生徒が自らを律する力を身に付けられるよう、学校における教育活動全体を通して規範意識を醸成することで、問題行動発生の未然防止につなげます。また、保護者や生活指導サポートセンター及び関係機関等との連携の充実を図ることで、児童生徒への包括的な支援の在り方の検討を行います。これらの取組を通して、誰もが安全に安心して通える学校環境を築くとともに、全ての児童生徒が落ち着いて学習できる環境を実現します。

実現に向けては、これまでの「学校安心ルール」を活用した取組等を継続するとともに、校則について時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から見直しを行った後、「学校安心ルール」と校則を各学校のホームページに掲載します。また、学校と区役所が連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な支援につなぎ、社会全体で総合的に支援するため、こどもサポートネットの活用を図ります。さらに、大阪市版スクールロイヤーや生活指導サポートセンター及び関係機関等と連携することにより、問題行動に起因する背景を分析し、個々の状況や学校のニーズに応じた適切な支援(スクールソーシャルワーカーの派遣・生活指導支援員の配置等)の充実を図ります。

#### (具体的な取組例)

- ・「学校安心ルール」の活用による規範意識の醸成
- ・校則の見直し 全小中学校
- ・SNS相談の実施
- ・生活指導支援員の配置
- ・生活指導サポートセンター(個別指導教室)の活用
- ・管理職・生活指導担当教員等対象の研修会の開催
- ・大阪市版スクールロイヤーの活用
- ・「学校安心ルール」と校則の学校ホームページへの掲載
- ・こどもサポートネットの実施
- ・第三者機関の外部通報窓口の周知
- ・課題解決支援員(スクールソーシャルワーカー)の配置

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
児童生徒1,000人当たりに対する暴力行為発生件数 【本市調査〔生活指導に関する調査〕】	小学校	1.3件 (令和6年度末)	1.0件以下
	中学校	7.5件 (令和6年度末)	7.0件以下

## 1-4 児童虐待等への対応

### (これまでの成果と課題)

- ・令和元年度（2019年度）より、SNS相談を本格実施し、児童生徒からの直接の窓口を拡充
- ・令和2年度（2020年度）、こどもサポートネットの全区役所実施や児童虐待防止啓発事業の実施により、学校への支援だけでなく、こども青少年局、市民局と協働して、児童生徒が自ら児童虐待について知り、自らを守る力をつけるための教材作成・授業を実施
- ・令和5年度（2023年度）より、ヤングケアラーへの支援の充実のためのスクールソーシャルワーカーを各区役所に配置
- ・令和7年度（2025年度）より、児童生徒からの悩みや相談をさらに広く受け止めることができるようSNS相談窓口の開設日を週1日から週2日に変更
  - ⇒ 今後は、小中学校におけるICTを活用したスクリーニング会議や学習者用端末等の機能を積極的に活用することにより、引き続き、児童生徒一人一人の生活状況等を把握し、新たな課題であるヤングケアラーや、ネグレクトを含む児童虐待等の未然防止・早期発見に努める必要があります。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

ヤングケアラーや、ネグレクトを含む児童虐待等の課題を抱える児童生徒を支援するセーフティネットの充実に努め、迅速かつ適切に関係機関と連携することで、切れ目のない総合的な支援を実現し、子どもが安心して相談でき、安全に学べる環境を整備します。

全区役所によるこどもサポートネットの実施により、児童虐待等の兆候や状況を適切に把握し、未然防止、早期発見に努めます。また、ネグレクト等への対応についても教職員の理解を深め、関係機関との連携の充実に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの専門職としてのスキル向上に努めます。また、状況が厳しい児童生徒については、随時ケース会議を開くなど、地域や、区役所・福祉局・健康局・こども青少年局等の関係機関との連携を充実させることでそれぞれに応じた指導・支援を行っていきます。

### (具体的な取組例)

- ・児童虐待防止啓発教材を活用した授業の実施
- ・SNS相談の実施
- ・こどもサポートネットの実施
- ・大阪市版スクールロイヤーの活用
- ・スクールソーシャルワーカーのスキル向上
- ・課題解決支援員（スクールソーシャルワーカー）の配置

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「児童虐待を発見したり、疑いがある際には、ためらうことなく必ず通告を行いますか。」に対して、「はい」と回答する教員等の割合 【本市調査「児童虐待防止に関わる研修「研修受講シート」】】	小学校	—	100%
	中学校	—	100%

## 1-5 防災・減災教育の推進

### (これまでの成果と課題)

- ・平成8年度(1996年度)作成・令和6年度(2024年度)改訂の「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」を活用
- ・全ての学校で作成する「防災・減災教育カリキュラム」に基づいた災害に関する知識や避難行動等についての指導
- ・教職員への優れた教育実践の普及や具体的な実施方法の周知
- ・全小中学校で「大規模災害初期対応マニュアル」を改訂、学校と地域の実情を踏まえて区役所と連携した、「防災・減災教育カリキュラム」を作成

⇒ 取組の結果、防災・減災教育に関する調査において、子どもたちの防災意識は高まっています。自然災害が多発する現在において、「地域」「家庭」「学校」の連携による組織的な対応で減災効果を高め、区役所や地域をはじめとした関係機関等との連携の在り方を工夫し、学校や地域、子どもたちの実情に応じた防災・減災教育の取組をより充実させる必要があります。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

大阪では、上町断層帯地震や南海トラフ巨大地震等の発生やそれに伴う大規模な災害が懸念されています。災害発生時に「減災」の考え方を踏まえ、危険を回避するために主体的に行動するとともに、支援者となる視点からも安全で安心な社会づくりに貢献できる人物を育成します。

防災・減災教育の計画的・継続的な実施を行い、災害発生時に自ら危険を回避するために、学校園で実際に体験して学んだことを生かしつつ、主体的に行動する態度及び安全で安心な社会づくりに貢献する態度の育成を図ります。また、防災・減災教育の充実に向け、モデル校を中心とした防災・減災教育の実践研究を行うとともに、「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」を基に取組を行います。

地域や区役所と連携した防災・減災教育をさらに充実させるために、文書連絡等を通じて、これまでの取組事例を各学校園に周知します。

### (具体的な取組例)

- ・区役所と連携した各校の「防災・減災教育カリキュラム」活用の推進
- ・区役所や地域と連携した児童生徒への防災・減災教育の充実
- ・モデル校を中心とした防災・減災教育の実践研究及び「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」の改訂及び取組の実施
- ・教職員を対象とした研修の実施
- ・学校園における避難訓練の実施

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
区役所・地域と連携して地震や津波を想定した避難訓練や防災・減災教育等を実施した小中学校の割合 【本市調査 [防災・減災教育に関する調査]】	小学校	—	90.0%
	中学校	—	90.0%

## 1-6 安全教育の推進

### (これまでの成果と課題)

- ・「学校園における安全（防犯）対策指針」や「学校安全計画」に基づいた学校園の安全に関する体制の一層の充実
- ・令和2年（2020年）6月「大阪市通学路安全プログラム」を策定
  - ⇒ 交通安全・防犯・防災の3観点における通学路の安全確保に向けた関係機関の連携体制を構築。通学路等、校園外の危険箇所の点検、交通事故やその他の事故、犯罪被害等の未然防止に向けた取組。  
小学校の学校ホームページにおける、交通安全に限らず、防犯上危険である箇所も含めた「安全マップ」の掲載。
- ・令和2年度（2020年度）より、中学校代表生徒参加による「大阪市スマホサミット」を開催
  - ⇒ 令和4年度（2022年度）より、小学校代表児童も参加。  
「スマホとかしこく付き合うには」をテーマに、保護者や警察関係者等も参加し、具体的なトラブルの回避策や対応策について主体的に学ぶ。  
家庭での話し合いのきっかけのツールとして、取組内容をもとにした保護者向けリーフレットを作成し、全学校児童生徒分を配付。今後は、携帯電話・スマートフォン等の使用のさらなる低年齢化が進んでいることに加え、インターネットを通じたゲーム・動画・SNS等の利用から、犯罪被害等に巻き込まれる可能性があることへのさらなる理解や、「ネット依存」「ゲーム障害」などへの課題が残ることから、継続した取組の推進が必要です。
- ・令和5年度（2023年度）に、教職員と児童生徒とのSNS禁止ルールについて明確化するとともに、服務監察指導において運用状況を確認する仕組みを構築
- ・令和7年度（2025年度）に、大阪市立学校園における撮影を目的としたデジタル機器の運用ガイドラインについて、教職員の私的な端末を用いた幼児児童生徒の撮影を認めないように改訂

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容)

児童生徒が被害者・加害者とならないため、交通ルールを遵守することや、周囲の状況に注意して通行する必要があることを、関係機関と連携し指導します。また、毎年「安全マップ」を見直し、学校や保護者、地域ボランティア等が校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、共通理解を図るとともに、「大阪市通学路安全プログラム」に基づく合同点検を通じて、交通事故やその他の事故、犯罪被害等の未然防止につなげ、児童生徒の安全・安心な教育環境の実現をめざします。

社会のデジタル化が進む中、児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避するなど、情報を正しく安全に利用できるようにするために社会情勢の変化に対応した情報モラルの育成を図ります。

特に、スマートフォン等によるインターネットを通じたゲーム・動画・SNS等の使用については、大阪市スマホサミット等の取組の成果を生かしつつ、自他の安全や人権を守るとともに、生活習慣等に支障をきたさないよう、策定した節度ある適切な使用に向けたルールを見直しつつ運用するとともに、家庭と連携しながらルールの活用を図っていきます。

### (具体的な取組例)

- ・学校安全管理マニュアルの作成
- ・小学校における「安全マップ」の作成及びホームページ掲載
- ・セーフティ・プロモーション・スクール（SPS）認証校の育成支援
- ・スマートフォン等の節度ある適切な使用ルールの見直しと家庭へのリーフレット配付
- ・スマートフォン等の使用実態に関する継続調査の実施
- ・「大阪市ミライサミット」の実施による、スマートフォン等に関する課題の検討
- ・「大阪市通学路安全プログラム」に基づいた、合同点検の進捗管理

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「保護者との間にスマートフォン等（インターネットを通じたゲーム・動画・SNS等の利用（パソコンや携帯電話・タブレット端末を含む））を利用する時のルールはありますか。」 に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査〔パソコンや携帯電話・スマートフォン等に関する調査〕】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%

## 基本的な方向2 豊かな心の育成

### 2-1 道德教育の推進

#### (これまでの成果と課題)

- ・規範意識を育成することに重点を置いた就学前教育
- ・小中学校における「特別の教科 道德」（以下「道德科」という。）を要とし教育活動全体を通じて行う道德教育の充実
- ・研修を通じた道德教育の指導の改善
- ・文部科学省「よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業」による道德教育研究校・推進拠点校を中心とした実証研究、カリキュラムの開発・普及

⇒ 全国学力・学習状況調査の結果における、「自分には、よいところがあると思いますか」「人が困っているときは、進んで助けていますか」の自己肯定感や思いやりに関する項目について、肯定的な回答をする児童生徒の割合は令和4年度（2022年度）以降改善傾向にあり、中学校調査では一部全国平均を上回っています。さらなる改善に向けて、引き続き「人間としての在り方や生き方を考えることができる」道德科の授業を工夫・改善し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を進めていきます。

#### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

令和22年（2040年）以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となります。

このような将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を実現させていくには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることをめざすという考え方が重要です。

そのような社会で、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解とともに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、児童生徒に道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。また、誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになる情報社会における適切な考え方と態度も育成します。

倫理や規範意識、社会性を育む教育の取組、例えば「人に親切にする」「嘘をつかない」「ルールを守る」「勉強する」といった基本的モラルを子どもたちに身に付けさせる取組を進めるとともに、答えが一つでない道徳的な課題を一人一人が自分自身の問題として捉え、向き合う、「考え、議論する道德」の授業を充実させるための研究に継続して取り組みます。小中学校において道德科の相互授業参観、指導方法についての合同研修等を通し、連携・協力体制を構築し、地域全体で児童生徒の豊かな心を育む道德教育を、教育活動全体を通して推進します。

また、近年、全国的に児童生徒の自殺数が増える傾向にあります。自らがかけがえのない大切な存在であると実感できるよう、学校教育活動だけでなく、家庭・地域等との連携を図り、児童生徒の自尊感情を高め、他者を思いやる気持ちを育てていきます。

#### (具体的な取組例)

- ・学校園運営研修（道德教育）の実施
- ・道德教育推進教師研修の実施
- ・道德教育研究校・推進拠点校において道德科指導の研究実施及び成果の普及
- ・同一校区小中学校において道德科授業の合同研修及び相互参観の実施
- ・「いのちについて考える日」の実施

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか。」 に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	86.4%	90.0%
	中学校	87.0%	90.0%

## 2-2 キャリア教育の推進

### (これまでの成果と課題)

- ・小中学校における子どもの発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育  
(企業や団体、区役所の協力による職業講話や職場見学、「夢」授業、職場体験学習など)  
⇒ 職業講話はただ話を聞くだけでなく子どもたちの近くで働く地域の方など様々な職業の方に実演を交えて、講演していただくことにより、「自分にもできる」と将来の夢や希望を持てるようになり、自己肯定感や自己有用感の改善につながります。
- ・令和2年度(2020年度)より、キャリア・パスポートの活用開始  
⇒ 小学校からキャリア・パスポートを活用することで、児童生徒は、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりして自己評価を行い、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげることを目的とします。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

社会経済情勢が大きく、かつ、急速に変容し、令和22年(2040年)以降には人口構造や産業構造の変化、地球規模の課題への対応、さらには人工知能(AI)をはじめとする高度な技術革新の進展が予測される中で、子どもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自らの力で生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を身に付けることを通じて、社会的・職業的自立を促します。

また、子どもの発達段階に応じて、キャリア発達に関わる「人間関係形成能力・社会形成能力」をはじめとする諸能力を育てます。

キャリア教育の充実に向けては、学習環境の整備や地域、産業界との連携を図りつつ、キャリア・パスポートを活用し、小学校から自らの学習過程やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の成長を自己評価することを通じて、主体的に学びに向かう力を育成します。

特別活動と各教科等との関連を図るとともに、キャリア・パスポートを着実に活用するなど、自分らしい生き方の実現に向けた横断的・体系的なキャリア教育を進めます。その中で、大阪市総合教育センターにおいて多様な企業・大学等と連携する仕組みとして運営している「OEN(Osaka city Education Network)」の活用や、企業や団体、区役所との連携による職業講話や職場見学、職場体験学習、各分野で活躍する人材などによる出前授業など、体験的な学習を実施することで、自己有用感を高め、自己肯定感の向上につなげていきます。また、人工知能(AI)をはじめ様々な技術革新に応じた子ども達のキャリア形成を育む探究学習等の学習活動の開発と普及についても行っていきます。

### (具体的な取組例)

- ・職業講話・職場見学・職場体験等、職業に関連したキャリア教育の実施 全小中学校
- ・体系的な「キャリア学習」に取り組むための年間指導計画の進捗管理 全小中学校
- ・キャリア教育の充実に係る研修の実施年2回
- ・子ども達のキャリア形成を育む学習活動の普及
- ・キャリア・パスポートの適切な運用

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「キャリア教育を通して、自分の将来について考えることができた」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	90.0%
	中学校	—	90.0%

## 2-3 人権を尊重する教育の推進

### (これまでの成果と課題)

- 各学校園では「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」を毎年度作成
  - ⇒ 実施計画を含む、これまでの取組内容には、様々な人権課題について、各校園が差別事象・人権侵害事象の根絶をめざして取り組んできた具体的実践から導き出された理念が反映されています。各学校園においては、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性等を培い、「生きる力」を育むために組織的・計画的に教育活動を進めています。人権教育を推進することによって、自己の存在を大切にすることの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性や生涯において様々な人権課題について学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。
  - そうした中、今後も継続して教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、態度を養う教育を進めることが重要です。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容)

SDGsの目標の1つとして掲げられている「人や国の不平等をなくそう」の観点等も踏まえ、教育活動全体を通じて、発達段階に応じた系統的な人権教育の実践により、子どもが社会の様々な人権課題に対する正しい理解と認識を持てるようにします。

また、日常生活の中で、自他の生命と尊厳を互いに尊重し合う態度や自他の人権を守る実践行動へとつなげることでできる子どもを育成します。

人権尊重の教育を基本に、持続可能な開発のための教育を具体化し、文化の多様性・国際理解・ジェンダー平等などの課題や、インターネット上の人権侵害について、学校園が主体的に下記の取組を進めることができるよう環境を整備します。

### (具体的な取組例)

- ESD教育を踏まえた人権教育の計画的・系統的な推進
- 学校園及び地域の実態に応じた、様々な個別の人権課題についての理解と認識の深化充実
- 国際理解教育を更に発展させた多文化共生教育の推進
- 教職員人権教育研修の体系的な実施
- 児童の権利に関する条約及び子ども基本法を踏まえ、子どもの権利等の理解促進
- 学校園におけるインターネット上の人権侵害に関わる取組についての進捗管理

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが出来ていますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査 [小学校学力経年調査・年度目標アンケート]】	小学校	—	90.0%
	中学校	—	90.0%

## 2-4 インクルーシブ教育の推進

### (これまでの成果と課題)

- ・「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」、「自立し、主体的に社会参加できる力を養う」、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」、「一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の在り方を工夫する」の4つの視点を踏まえた、特別支援教育サポーター、インクルーシブ教育推進スタッフの配置や専門職による巡回指導体制の強化、指導主事による指導助言など

⇒ 取組の結果、特別支援教育体制が充実した、とする学校園が増加してきました。しかし、障がいの理解や認識の深まりとともに、特別な支援の必要な児童生徒は増加しており、引き続き、各校園の特別支援教育体制の充実を図ることや、研修等を通じた教員の更なる専門性向上が求められています。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざします。

自立と社会参加を見据え、障がいのある児童生徒が地域で共に学ぶことを基本とし、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、通級による指導、特別支援学級での連続性のある多様な学びの場、インクルーシブ教育システムの更なる充実に努めます。

学びの充実に向けては、教員の発達障がいを含む障がいに対する理解や、特別支援教育の専門性を高めるための研修を実施するとともに、各校園の特別支援教育体制の充実をめざした理学療法士や言語聴覚士など専門職による巡回指導体制の強化を行います。加えて、通級による指導の本市における取組体制の充実と強化に努めます。

### (具体的な取組例)

- ・特別支援教育サポーターの配置
- ・インクルーシブ教育推進スタッフの配置
- ・巡回アドバイザー等の派遣による巡回指導体制の強化
- ・特別支援教育に関わる研修の実施
- ・看護師配置による医療的ケア実施体制の充実
- ・キャリア教育支援センターの運営

施策目標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
特別支援教育に関する研修や巡回指導の活用等により、教員の特別支援教育の専門性が向上し、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの充実が図れたとする学校園の割合 【本市調査〔特別支援教育の推進に関するアンケート〕】	—	90.0%

## 2-5 多文化共生教育の推進

### (これまでの成果と課題)

- ・ 多国籍化・急増する帰国・来日した児童生徒への日本語指導及び適応指導の支援として、市内4か所に共生支援拠点を開設（初期日本語指導やプレクラス、学習言語の習得に向けた支援）
- ・ 多文化共生教育相談ルームの相談機能等の拡充
- ・ 外国につながる子どもたちのアイデンティティの形成、母語・母文化の保障のための多様な国際クラブの設置

（令和6年度（2024年度）：国際クラブ数 小学校111校、中学校60校）

⇒ 学校教育の現場においては、日本語指導が必要な児童生徒数が平成26年度（2014年度）以降急増し続けています。今後も増え続けると予想される帰国・来日する児童生徒への支援を様々な角度から充実させるとともに、日本語指導、学習指導、進路指導等、支援のための人材確保を含めた、多様なニーズへのきめ細かな対応が必要となります。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容)

我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い、異なる文化的背景を持つ子どもたちが、それぞれの文化的アイデンティティを尊重しながら、協働等により異なる文化を生かして身の回りの諸課題の解決を図っていくことができるようにします。

「大阪市多文化共生指針」及び「行動計画」を踏まえ、区役所・大学・NPO法人・公益財団法人等の関係諸機関と連携し、保護者・家庭のニーズを吸い上げながら情報提供・相談機能を充実するとともに、外国につながる子どもをはじめとする全ての子どもたちのための異文化理解・多文化共生教育を推進します。

また、帰国・来日する児童生徒の状況に応じて、就学から進路選択まできめ細かな支援を提供することで、子どもたちの自己実現を促します。

外国につながる児童生徒のアイデンティティの確立や、安全で安心な学校生活の実現のために、母語・母文化の保障に向けた取組を実施します。

多国籍化・急増する帰国・来日した児童生徒に対して、共生支援拠点における日本語指導や適応指導、母語・母文化の保障等の支援、学校図書館の機能を活用した支援を行うとともに、保護者の日本語能力や学校文化への理解の重要性に鑑み社会教育の分野において保護者対象の日本語教室を実施する等、学校教育・学校図書館・社会教育が連携し、多方面での取組を進めていきます。

### (具体的な取組例)

- ・ 日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進
- ・ 教育課程内外における多文化共生教育の推進（大学や関係諸機関と連携した取組）
- ・ 共生支援拠点の人材拡充、機能強化、各区役所との連携
- ・ 保護者を対象とした日本語教室の実施
- ・ 学校図書館の機能を活用した多文化共生支援
- ・ 日本語指導の保障、母語・母文化の保障（日本語指導協力者や母語支援者、国際クラブ指導者等による支援）
- ・ ICTを活用した日本語指導支援
- ・ 日本語指導、母語支援等を行う人材の確保

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「いろいろな国や地域の文化や言葉のちがいを大切にし、困ったことや問題を解決するなどして、つながりを深めることができているか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	90.0%
	中学校	—	90.0%
プレクラスで学んで、「安心して学校に行くことができると思いますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合【本市調査〔プレクラス最終日アンケート〕】	小学校	—	95.0%
	中学校	—	95.0%
学校図書館や市立図書館を活用して多文化共生の取組を行ったとする小中学校の割合【本市調査〔学校図書館活用状況調査〕】	小学校	—	50.0%
	中学校	—	50.0%
保護者対象の日本語教室に参加することで、「以前より学校のことかわかるようになった」と回答した保護者の割合【本市調査〔参加者アンケート〕】		—	80.0%

## 基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上

### 3-1 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進

#### (これまでの成果と課題)

- ・就学前施設教職員を対象にした研修や幼児教育・保育に関する調査・研究等
- ・就学前教育カリキュラムの改訂（平成31年（2019年））と普及・浸透による活用の推進
- ・就学前教育カリキュラム概要版の作成（令和2年（2020年））並びに就学前教育カリキュラムの一層の周知
- ・キッズプラザ大阪において、大阪教育大学との連携により幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識して作成した「遠足のヒント集」等を全市立幼稚園・小学校へ周知。引き続き広報活動において支援
- ・乳幼児期から読書に親しむことができるよう、市立図書館から幼稚園・保育所・子育て支援施設等への配本を継続的に実施
- ・絵本の読み聞かせなど図書ボランティアの派遣を行うことで、就学前施設での読書環境の整備を支援  
⇒ 幼児教育の推進と質の向上には、公立私立の幼稚園、保育所、認定こども園等就学前施設への就学前教育カリキュラムの更なる活用の推進や、小学校教育への円滑な接続の推進を含め、各種研修等を通して就学前施設教職員等の資質向上を図ることが重要です。  
令和7年（2025年）には、架け橋期のカリキュラム実践ハンドブックを作成し、就学前施設と小学校の円滑な連携・接続の推進をめざします。

#### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

保育・幼児教育センターの事業推進を通して、乳幼児期の特性を踏まえた幼児教育・保育の充実を図り、生涯にわたる人格形成や義務教育及びその後の教育の基礎を培います。就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続は、子どものその後の学習や生活に大きく関わることから更なる推進が重要です。

引き続き、教育委員会事務局と保育・幼児教育センターが連携して、就学前教育カリキュラムの活用推進、就学前教育と小学校教育の円滑な接続の推進、公私幼保合同研修等の充実に取り組みます。

体験型幼児教育施設（キッズプラザ大阪など）での、学校園や家庭では経験できない遊びを通じた体験は、次代の大阪を担う子どもたちの教育や健全育成に大きな役割があると考え、広報活動など継続した支援を実施します。

乳幼児期から読書に親しむことにより言語力、感性、創造力、表現力を育む読書習慣を形成します。乳幼児期から読書に親しむことができるよう、継続的に市立図書館から幼稚園・保育所・子育て支援施設等への配本を行うとともに、絵本の読み聞かせを行う図書ボランティアを派遣することで読書環境の整備を支援します。

#### (具体的な取組例)

- ・就学前教育カリキュラムの活用推進 パイロット園所における実践研究報告の実施
- ・公私幼保合同研修会就学前教育カリキュラム研修会の実施
- ・公私幼保合同研修会保幼こ小連携・接続研修会の実施
- ・保幼こ小の円滑な連携・接続の推進
- ・キッズプラザ大阪が作成した「遠足のヒント集」、「園外保育のヒント集」を全市立幼稚園及び小学校へ周知
- ・キッズプラザ大阪が実施する、団体向け「下見・合同説明会」について案内文を全市立幼稚園及び小学校へ周知
- ・幼稚園・保育所・子育て支援施設等への配本、絵本の読み聞かせを行う図書ボランティアの派遣

施策目標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「就学前教育カリキュラムを活用して教育・保育を実践することができましたか。」に対して、肯定的に回答する教職員の割合（再掲） 【本市調査〔就学前教育カリキュラムアンケート〕】	—	70.0%

## 基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上

### 4-1 言語活動・理数教育の充実（思考力・判断力・表現力等の育成）

#### （これまでの成果と課題）

- 各教科等の学習を支える言語能力を計画的系統的に育成する「総合的読解力育成カリキュラム」を開発。令和6年度（2024年度）に試行実施。令和7年度（2025年度）より、すべての小学校（3年生以上）・中学校で毎週1時限以上授業として実施
- 「学力向上指導実践チーム」による、国語・算数・数学科における「学力向上推進校」（小中学校合わせて延べ240校）に対する指導資料等による実践的な指導助言
- 自然との関わりを大切に、体験を重視した授業づくりや理科観察実験の充実
- 小学校における専科指導の充実や個別最適な学びと協働的な学びの推進等による理科・算数・数学における基礎学力の定着及び論理的思考能力・課題解決能力の育成
  - ⇒ 「全国学力・学習状況調査」の結果において、これまでの取組により、全体的には緩やかな改善傾向は見られるものの、依然として全国平均には届いていません。更なる「思考力・判断力・表現力等の育成」を図るためには、その基盤となる読解力・言語能力を育成することが必要です。各校において自らの「強み」と「特色」を生かした質の高い教育を展開するためには、各校の実態に応じ多様な他者と協働して、社会における課題を発見・解決することができる指導の充実を図る必要があります。

#### （2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容）

総合的な言語活動を通して読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等の育成に取り組むため、グラフや図表を読む、実用的な文章（新聞・雑誌や広報誌等）、科学技術と社会といったトピックや、確率・統計など数理的データを含む文章等、文理融合的な内容を含む「総合的読解力育成カリキュラム」等を活用して、全ての小学校（3年生以上）・中学校で年間35時限以上授業として総合的読解力育成の時間（「小中学生からのリベラル・アーツ教育」）を実施します。

読解力の育成には、主語・述語や文脈を追い文意を理解する力を小学校1年生から体系的に養うため、指導資料等を活用しつつ、各校において各教科等の学習を支える読解力・言語能力の育成のための実践を推進します。

また、全ての児童生徒が理科や算数・数学に興味を持てるよう、小学校1年生からの指導方法を改善するとともに、探究活動やICTを積極的に取り入れた指導方法の改善により、数学的・理科学的な見方・考え方を働かせ、事象を数理的に処理・表現する技能や見通しを持って観察・実験するために必要な技能を身に付けさせるとともに、生活や学習に活用しようとする態度や、論理的思考力・課題解決能力の育成を図ります。

#### （具体的な取組例）

- 総合的読解力育成カリキュラムに示す「情報を読み取る」「考えを形成する」「考えを交流する」「考えを表現する」等の言語活動及び体験活動等を通じた協働的な学びと、一人一人の子ども の状況に応じた個別最適な学びの推進
- 理科教育推進校の設置
- 学校園における知的ゲーム（囲碁・将棋等）の推進

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「総合的読解力育成カリキュラムに取り組むことで、資料や文章などを読むときに、どこが大事なところかを考えながら読んだり、自分の考えを発表するときに、考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表したりしている」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	71.0%
	中学校	—	65.0%
「理科の勉強は好きですか。」に対して、肯定的に回答する小学6年生の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査〕】		68.4% (令和6年度)	80.0%

## 4-2 「主体的・対話的で深い学び」の推進（各学校の実態に応じた個別支援の充実）

### （これまでの成果と課題）

- ・「主体的・対話的で深い学び」推進事業（全ての学習の基盤となる言語能力等の育成を重視し、学習・指導方法の改善を図るための実践研究の実施。優れた授業実践や校内研修から得られた成果の普及と共有）
- ・教育ブロック担当指導主事やスクールアドバイザー（指導技術に長けた元校長等）などから構成される「支援チーム」が全小中学校及び義務教育学校を定期的に訪問し、教員の授業力向上に向けた指導助言の実施
- ・学力に課題の見られる児童生徒（区分Ⅳ）の多い学校（90校）に対して、放課後学習等の個別支援を重点的に実施
- ・各教育ブロックの担当指導主事等によるきめ細かな対応による、学校への支援の強化
  - ⇒ 学力に課題の見られる児童生徒（区分Ⅳ）への支援を中心として「学力向上支援チーム事業」における「学校訪問による教員の授業力向上支援」「放課後学習等の個別支援」や「ブロック化による学校支援事業」における学びサポーターの配置を始めとした「ブロック課題に応じた個別支援」などの取組を進め、経年的に分析すると底上げが図られ小学校・中学校とも着実に学力向上がみられており、全国平均を超える学校も増加しています。しかしながら、本市の全国学力・学習状況調査の結果は依然として全国平均には届いていない状況にあり、今後の更なる学力向上のためには、よりきめ細かに指導助言等を行う必要があります。

### （2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

教員の指導力を向上させることを通して、学習指導要領において、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱として整理された資質・能力を各教科においてバランスよく育成できるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行うとともに、子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」「協働的な学び」を一体的に充実させ主体的に学習を調整する力の育成をめざします。

全小中学校の教員の指導力向上を図るため、教科等の特質に応じた指導方法や指導体制の工夫・改善及びICT環境を効果的に用いた「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」を一体的に充実させるよう、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら指導助言を行います。

各学校に必要な指導や支援は、スクールアドバイザー（指導技術に長けた元校長等）が定期的・継続的な全小中学校及び義務教育学校への訪問を通して行います。また、教育ブロック担当指導主事が、訪問により学校の状況やニーズをきめ細かく把握した上で、教員の授業力向上に向けた校長のマネジメント力向上への支援を行います。さらに、学力に課題の見られる児童生徒への支援に加え、いわゆるボリュームゾーンにあたる層（中間層）への支援も視野に、総合教育センターの指導主事が質の高い「探究的な学び」を支援していきます。

各教育ブロック内の学校の状況に応じた、きめ細かな支援を実施できるよう、担当指導主事が各学校に対し指導助言を行うのみならず、学校訪問等で各学校の詳細な情報・ニーズを把握していきます。

国際教育プログラムである「国際バカロレア教育」を学びの連続性や公平性の観点から、児童生徒の全市募集を行っている施設一体型小中一貫校のうち1校に導入して、探究的な学習や体験活動を通じた協働的な学びの教育手法を深化させるとともに、グローバル人材の育成をめざします。

また、国際バカロレア教育導入校での取組を公開授業や研修を通じて広く展開していくことで、児童生徒自らが課題を設定し、協働した学びのもと自尊感情を高め、自立した個人として社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成をめざします。

### （具体的な取組例）

- ・授業改善に向けた学校訪問を通じた指導助言
- ・「探究的な学び」の推進カリキュラム（仮称）の開発
- ・学習習慣や基礎学力の定着等に向けた重点的な支援
- ・学力の伸び悩む児童への支援
- ・担当指導主事による学校訪問等
- ・学習動画コンテンツ配信のモデル実施（中学校）

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	82.1%	85.0%
	中学校	81.1%	85.0%
「総合的な学習の時間や各教科等において、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%

## 4-3 英語教育の強化

### (これまでの成果と課題)

- ・「小学校低学年からの英語教育」を全小学校で実施し、音と文字をつなぐ力、内容を推測する力、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成
- ・外国語指導助手として英語ネイティブ・スピーカーを全小中学校に配置することで、実践的な英語コミュニケーション能力を育成
- ・大阪市英語力調査（4技能型外部テスト）を活用し、指導のPDCAサイクルを構築することで、中学校英語科教員の授業改善を推進
- ・英語授業力向上推進チームによる巡回訪問指導を実施することで、小学校教員の英語指導力が向上  
⇒ 取組により、CEFR A1レベル（英検3級）相当以上の英語力を有する中学3年生の割合は、令和7年度（2025年度）に、60.3%に達しており、子どもたちの英語力は着実に向上しています。今後は、児童生徒が習得した知識や技能を実際のコミュニケーションの場面で活用できるよう、教員の指導力及び英語力のさらなる向上を図る必要があります。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

将来の予測が困難な時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要であり、日本や外国の言語や文化を理解し、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の向上が求められています。そこで、文法や語彙の習得に留まらず、実際のコミュニケーションにおける実践的な英語力の育成を図ります。

「小学校低学年からの英語教育」を引き続き実施するとともに、ネイティブ・スピーカーを全小中学校に配置することで、児童生徒が英語に触れる機会を充実させ、英語で実際のコミュニケーションを図る場面を提供します。また、大阪市英語力調査を実施することで、生徒の英語力を的確に把握し、教員の学習指導の改善・工夫につなげていきます。加えて、さらなる教員の指導力及び英語力向上に向けた研修の充実を図ります。

### (具体的な取組例)

- ・「小学校低学年からの英語教育」の実施（全小学校）
- ・ネイティブ・スピーカーの配置（全小中学校）
- ・英語体験イベントの実施
- ・大阪市英語力調査の実施
- ・教員の指導力及び英語力向上に向けた研修会の実施

施策目標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
CEFR A1レベル相当以上の英語力を有する中学3年生の割合 【本市調査〔大阪市英語力調査〕】	60.3%	62.0%

## 4-4 全市共通テスト等の実施と分析・活用

### (これまでの成果と課題)

- ・「全国学力・学習状況調査」を通じた学校の実情の分析、各校への結果データの提供
- ・小学校3年生から6年生における「大阪市小学校学力経年調査」の実施による、児童生徒一人一人の経年的な把握・分析
- ・中学校1・2・3年生で「中学生チャレンジテスト」を実施
- ・中学校1年生で「大阪市版チャレンジテストplus（社会・理科）」を実施
- ・各種学力調査から見えた課題に対応した「振り返りプリント」の作成及び活用
- ・授業後の「単元別確認シート」の作成及び活用
- ・指導主事の学校訪問による各校に応じた指導助言

⇒ 児童生徒の学力を把握・分析することにより、生徒の課題改善に向けた教育施策に役立ててきました。

その結果、全小中学校による「全国学力・学習状況調査」に係る学校質問紙調査では、「全国学力・学習状況調査の結果を地方公共団体における独自の学力調査の結果と合わせて分析し、具体的な教育活動の改善や指導計画等への反映を行っていますか」の項目に対し、ほとんどの小中学校から「よく行っている」「行っている」の肯定的な回答を得ています。

今後は、きめ細かな指導助言により蓄積されたデータをもとに、児童生徒一人一人の学力状況等を客観的・経年的に分析し、課題把握の最適化を図り、課題を見極めることができるようにするとともに、個々に応じた適切な目標設定を行えるようにします。特に学力向上に支援を要する児童生徒に対しては、学習習慣や基礎学力の底上げを図る必要があります。また、主体的・対話的で深い学びに資するような研修や事例紹介を行い、教員の授業力向上を図っていきます。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容)

「全国学力・学習状況調査」や全市共通テスト等を通して、児童生徒一人一人の学習理解度及び学習状況等のデータを客観的・経年的に把握・分析し、各校へデータ結果の提供や分析手法及びデータ利活用の支援を行うことで、全ての学校で児童生徒の個に応じた指導に活用していきます。また、調査やテスト等から見えてきた課題改善のための教材作成やカリキュラム開発支援・教員の指導力の向上支援等に活用していきます。

また、これまでの各種学力調査では測ることのできなかつた「目標に向かいねばり強く取り組む力」や、「いろいろな人たちと、互いに理解し合いともに協力する力」、「自分の気持ちを整理しコントロールする力」等の「学びの土台となる力（非認知能力）」を測定することで、エビデンス（客観的な根拠）に基づいて、より複合的・多面的に児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援を行います。具体的には、令和8年度（2026年度）から調査モデル事業として実践研究に取り組み、本市の児童生徒にとって望ましい「学びの土台となる力（非認知能力）」の適切な測定の方法、及び効果的な育成の在り方等について検証を進めていきます。

### (具体的な取組例)

- ・「大阪市小学校学力経年調査」の実施及び結果の経年的分析 全小学校3～6年生
- ・「小学生すくすくウォッチ」の実施及び結果の経年的分析 全小学校5・6年生
- ・「中学生チャレンジテスト」の実施及び結果の経年的分析 全中学校1～3年生
- ・大阪市非認知能力調査モデル事業実施 モデル校の小学校5・6年生、中学校1～3年生
- ・「全国学力・学習状況調査」結果の分析支援ツールの配信及び校長説明会の実施
- ・シンクタンク統括室による分析サポート

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「全国学力・学習状況調査の自校の結果について、調査対象学年・教科だけでなく、学校全体で教育活動を改善するために活用しましたか。」の項目について、最も肯定的な「よく行っている」と回答する小中学校の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	29.7%	40.0%
	中学校	33.6%	40.0%

## 基本的な方向5 健やかな体の育成

### 5-1 体力・運動能力向上のための取組の推進

#### (これまでの成果と課題)

- ・体力向上の取組に向けた全小中学校での自校の「体力づくりアクションプラン」の点検・改訂
- ・令和2年度(2020年度)より、小学校4年生における「新体力テスト(プレテスト)」を実施、令和5年度(2023年度)より大阪府全域の小学校3・4年生対象「新体力テスト」実施等、その結果を自校の取組に反映し、5年生の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」につなげる取組を実施
- ・平成25年度(2013年度)策定の「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づいた部活動の充実(部活動指導員の任用、教職員の長時間勤務の解消・地域等の指導力を活用した部活動の在り方の研究)
  - ⇒ 中学校の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点については、全国平均に年々近づいています。
  - しかしながら、「1週間の総運動時間が60分未満」の児童生徒の割合は、全国平均と大きく差があることから、各校の状況を把握しながら、それぞれに応じた運動やスポーツに親しむ機会の提供に努め、体力向上に向けた更なる取組を進める必要があります。

#### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。このため、子どもの頃から各教育段階に応じた運動をする機会の提供と個に応じた指導の充実を図ることで、健やかな体を持ち、生涯にわたり運動やスポーツに親しめる人材を育成します。

子どもの体力・運動能力の向上に向けて、小学校での授業や休み時間に子どもが運動意欲を高められる活動について、教員に講習会を行うとともに、その効果に関する実践研究を進め、成果となる活動を全市で共有していきます。教員の指導力向上については、引き続き講習会や研修会を開催するとともに、実践事例等をポータルサイトへ掲載することで高めていきます。

「大阪市部活動指針～プレイヤーズ・ファースト」に基づいた部活動の充実に向け、関係機関と連携しながら生徒の発達段階を踏まえた指導者講習会等を開催することで支援を進めるとともに、部活動指導体制の充実に向け部活動指導員の活用を進めていきます。また、働き方改革の観点に留意しながら、国の方針(部活動における地域展開等)を踏まえ、本市の実情に応じた、今後の部活動のあり方を検討し、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実の実現に向けた取組を引き続き推進していきます。

子どもたちが運動やスポーツに楽しく参加できる取組・企画を実施するなど、区役所や経済戦略局と協力しながら、運動やスポーツに親しむ機会を提供する取組を進めます。

#### (具体的な取組例)

- ・体力向上に関する研修会
- ・体力向上に関する講習会
- ・実践事例等のポータルサイトへ掲載
- ・体力向上に関する活動の教員向け講習会及び実践研究
- ・国の方針(部活動における地域展開等)を踏まえ、本市の実情に応じた、今後の部活動のあり方を検討

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることは好きですか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】	小学校	89.2%	90.0%
	中学校	82.7%	84.0%

## 5-2 健康教育・食育の推進

### (これまでの成果と課題)

- ・生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うための、子どもの発達段階に応じた健康教育の推進
- ・全学校園が策定する「学校保健計画」等に基づいた、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、心の健康・精神疾患、性に関する問題、アレルギー疾患（食物アレルギー）、薬物乱用防止などの課題に対する正しい知識の習得に向けた指導
- ・学校医（内科・眼科・耳鼻咽喉科）との懇談会の実施
- ・各校における教育委員会による健康診断に関する研修会
- ・がん教育・薬物乱用防止教育の実施
- ・性に関する指導の手引きの更新
- ・教職員の資質向上に資する外部講師による研修会の実施
  - ⇒ 健康教育に関して計画通りに推進できたと回答した学校は小学校97.5%、中学校93.9%（令和6年度（2024年度）実績）
  - 100%に達していないことから、継続して健康教育を推進していくことが重要です。
- ・全小中学校での食に関する指導の全体計画（年間指導計画含む）の策定、食育推進組織による組織的食育の推進
- ・平成30年度（2018年度）より、食育推進事業（栄養教諭・学校栄養職員の未配置校が対象）の対象を中学校にも拡充
- ・中学校における「食に関する指導資料」の作成、学校給食を活用した食育教材の充実
- ・令和元年度（2019年度）2学期より、全ての中学校における学校調理方式の給食への移行完了
  - ⇒ 食育に関しては、各小中学校で実態に応じた具体的な目標を定めて取り組み、第4次大阪市食育推進計画にも数値目標を掲げているとおり、食に関する指導の全体計画の作成はもとより、健康課題の解決に向けた個別的な相談指導を行っている学校の割合を増加させることにより、より良い食育を進めていくことが重要です。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容)

健康教育については、児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、心身ともに健康な学校生活を送ることができるような環境の実現をめざすとともに、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図ります。

そのために、毎年年度当初に学校園ごとに児童生徒等の実態に合わせた学校保健計画（性に関する指導計画を含む）を策定することで健康教育を推進します。

食育については、社会状況の変化を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等において、積極的な食育の推進をめざします。

児童生徒の実態を把握したうえで、食に関する指導の全体計画（年間指導計画を含む）を策定のうえ、個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた食育を推進します。

### (具体的な取組例)

- ・年度当初に学校園ごとに児童生徒等の実態に合わせた学校保健計画（性に関する指導計画を含む）を策定・評価することによる健康教育の推進
- ・食に関する指導の全体計画策定及び評価、検証による食育の推進
- ・栄養教育推進事業の充実、中学生食育教材「食育つうしん」の配布
- ・「標準献立における食に関する指導資料」の作成、食に関する指導の研修
- ・食に関する健康課題の解決に向けた個別的な相談指導にかかる研修

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
規則正しい生活（「朝食を毎日食えること」「毎日、同じくらいの時刻に寝て、同じくらいの時刻に起きること」）が大切だと思う児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	90.0%
	中学校	—	90.0%
食に関する健康課題の解決に向けた個別的な相談指導を行っている小中学校の割合 第4次大阪市食育推進計画より 【本市調査〔「食に関する指導」等に関する調査〕】	小学校	82.9% (令和6年度末)	90.0%
	中学校	74.8% (令和6年度末)	80.0%

## 基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

### 6-1 ICTを活用した教育の推進

#### （これまでの成果と課題）

- ・令和4年度（2022年度）に、「ICT活用デザイン協力校」を4校（小学校3校・中学校1校）指定し、ICT活用モデルの作成を実施
- ・令和5年度（2023年度）に、ICT活用デザイン協力校での取組実績を踏まえ、令和4年度（2022年度）に策定した「ICTを活用する学校の1日」を年度当初に全校に展開
- ・令和5年度（2023年度）に、教員が学習者用端末を活用する授業を実践するための、情報活用能力に関する知識と情報活用スキルに関する内容をまとめた「ICT活用の手引き」の開発・提示
- ・令和5年度（2023年度）に、文部科学省のリーディングDXスクール事業を活用し、学習者用端末とクラウド環境を十全に活用した取組を、1中学校区3校（小学校2校・中学校1校）の指定校において推進し、新たな事例を創出し広報誌等にて周知・展開
- ・令和5年度（2023年度）に、文部科学省のリーディングDXスクール事業を活用し、生成AIの校務・学習指導における効果的な活用について、4校（小学校1校・中学校3校）においてモデル事業を実施
- ・令和6年度（2024年度）、令和5年度（2023年度）に引き続き、文部科学省のリーディングDXスクール事業を活用し、2中学校区4校（小学校2校・中学校2校）において、学習者用端末とクラウド環境を十全に活用した新たな事例を創出し広報誌等にて周知・展開
- ・令和6年度（2024年度）に、「AI等を活用した児童生徒の多様な学び等の可能性を探るための連携協力に関する協定」を事業者と締結し、4校（小学校1校・中学校3校）においてモデル事業を実施
- ・令和7年度（2025年度）、令和6年度（2024年度）に引き続き、文部科学省のリーディングDXスクール事業を活用し、1中学校区2校（小学校1校・中学校1校）において、学習者用端末とクラウド環境を十全に活用した新たな事例を創出し広報誌等にて周知・展開
- ・令和7年度（2025年度）、令和6年度（2024年度）に引き続き、「AI等を活用した児童生徒の多様な学び等の可能性を探るための連携協力に関する協定」を事業者と締結し、3校（小学校3校）においてモデル事業を実施
- ・令和7年度（2025年度）に、文部科学省の生成AIパイロット校事業を活用し、3校（小学校2校・中学校1校）において、校務での生成AIの活用に係るモデル事業を実施
- ・令和7年度（2025年度）に、令和2年度（2020年度）に整備した学習者用端末を更新
- ・令和7年度（2025年度）に、通信環境改善のためのLAN改修（5か年計画）を開始
- ・令和7年度（2025年度）に、強固なアクセス制御に基づくセキュリティ対策が講じられたネットワーク開発を開始

⇒ 学習者用端末の活用において、学習面では、協働学習支援ツール等の効果的な活用、生成AIパイロット校による先端技術の実証、動画コンテンツの実証導入など、生活面では、「心の天気」や相談機能等の整備により、児童生徒の心の状態や日々の生活状況を可視化することができたなど、一定の成果が上がったところです。

一方で、授業における学習者用端末の活用が全国と比較して低調であることや、ICTを活用した取組が進んでいる学校・教員とそうでない学校・教員の差が大きいこと、学習者用端末の家庭への持ち帰りが進んでいないこと、デジタル教材や「心の天気」の活用が低調であること、ダッシュボードの効果的な活用ができていないこと、ICT支援員等の支援が十分に活用されていないこと、時代に応じた情報モラル教育を進めていく必要があること、この間のデータ蓄積をふまえさらなる調査分析が必要となることなど、様々な課題がみえてきました。

生成AI等先端技術の革新、DX人材の不足、働き方改革の推進など、社会情勢が大きく変化しており、時代に応じたICTの取組を加速していく必要があります。

## ( 2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容 )

デジタル学習基盤の活用を前提とした効果的な学習を推進するにあたり、まずは徹底したデジタルリテラシー教育を推進するため、教員研修や指導方法に関する事例提示を行っていきます。

そのうえで、日常的な学習者用端末の活用定着を図るため、様々な学習教材をクラウド上で共有し、スライドの共同編集等を活用した課題解決型学習、オンラインアンケート等を活用した授業の振り返り等、デジタル学習基盤の活用を前提とした汎用性の高い授業スタイルの確立に取り組みます。また、授業外での自主学習・家庭学習、安全・安心等における学習者用端末活用の推進及び多文化共生の実現を図るため、連絡帳のデジタル化、デジタル教材を活用した自主学習・家庭学習の定着、翻訳ツール等を活用した指導方法の充実を進めていきます。ICTによって児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、児童生徒理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現します。

上記を前提として、児童生徒及び教員が自由に試行錯誤できる環境づくりを進めることを目的として、第1に、ICTを活用した「自律的・探究的な学び」を推進するため、ICTツールを活用したSTEAM教育・探究学習の先進事例を創出・共有するほか、ICTツールを活用した予定管理など、児童生徒の自己調整能力育成等に取り組みます。また、課題を解決するために情報を収集・整理し、まとめ・表現する取組を通じて、多様な他者との協働により自己の考えを広げ深められる学びを推進します。さらには、児童生徒一人一人が自らの学習の軌跡を確認できるLMS（学習管理システム）の導入など、児童生徒の自律した学習を支援するオンライン学習環境の構築をめざします。第2に、児童生徒による生成AI等先端技術の活用を推進するため、生成AIを効果的に活用した情報収集など、児童生徒の自律的な学びを支える生成AIの日常的な活用を実現します。

これらの取組を進めていくとともに、学校運営に係る業務の効率化をめざし、校務における生成AI等先端技術の活用を促進するとともに、校務系の各種マニュアルを集約したチャットボットの導入検討など、次世代を見据えた校務DXを推進していきます。

これらの取組にあたっては、令和8年（2026年）3月に改訂した「大阪市学校教育ICTビジョン」に基づき推進することとし、同ビジョンについては、社会情勢や本市の実情、情報通信技術の進展等に合わせて適宜見直しを図ることとします。

## ( 具体的な取組例 )

- ・ 社会情勢の変化に対応した児童生徒のデジタルリテラシーを育成するための教員研修やデジタル学習基盤を前提とした指導方法に関する事例提示
- ・ 様々な学習教材をクラウド上で共有し、スライドの共同編集等を活用した課題解決型学習、オンラインアンケート等を活用した授業の振り返り等、デジタル学習基盤の活用を前提とした汎用性の高い授業スタイルの確立
- ・ 連絡帳のデジタル化、デジタル教材を活用した自主学習・家庭学習の定着
- ・ 多文化共生を実現するため、翻訳ツール等を活用した指導方法の充実
- ・ ICTツールを活用したSTEAM教育・探究学習の先進事例の創出・共有
- ・ ICTツールを活用した予定管理など児童生徒の自己調整能力の育成
- ・ 児童生徒一人一人のデータベースやオンライン学習環境の構築
- ・ 生成AIを効果的に活用した情報収集など、児童生徒の自律的な学びを支える生成AIの日常的な活用を実現
- ・ 学校運営に係る業務の効率化など、校務における様々な場面で活用が可能となる生成AI等先端技術の活用促進
- ・ 校務系の各種マニュアルを集約したチャットボットやLMS（学習管理システム）の導入検討

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「授業で学習者用端末をどの程度使用しましたか。」に対して、週3回以上と回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%
「宿題や連絡帳など、授業以外の場面で学習者用端末をどの程度使用しましたか。」に対して、週3回以上と回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%
「学習者用端末を活用して、自分のペースで理解しながら学習を進めていますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%
「学習者用端末を活用して、自分の考えや意見を伝えたり、友だちと共有したり比べたりしていますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%
「インターネットや生成AI、SNS等を活用する時に、情報の確かさを確認したり、悪口やいじめにつながる内容を扱わないよう注意していますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%

## 6-2 データ等の根拠に基づく施策の推進（教育データの活用等）

### （これまでの成果と課題）

- ・「全国学力・学習状況調査」や「大阪市小学校学力経年調査」等の全市共通の調査結果データを活用した、児童生徒の学力と学習状況の相関関係の分析。それらの客観的なデータについても経年的に分析を行うことで、個々の学校の課題に応じた多面的・総合的な支援を実施
  - ⇒ これまでの取組を継続しながら、ICTや学習者用端末を積極的に活用し、児童生徒の学力面や心情面に関する個別のデータについても経年的・客観的に把握・分析することにより多面的に一人一人の児童生徒を丁寧に見ていく必要があります。

### （2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

文部科学省のGIGAスクール構想の推進により、ICT環境の改善や児童生徒へ学習者用端末の整備が図られました。このことを受け、児童生徒一人一人のアンケート結果や学習履歴、健康情報等のデータ及びこれまでの「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」、「大阪市小学校学力経年調査」等の全市共通の調査結果データを客観的・経年的に蓄積していきます。その教育データを活用するため、大学・大学院等で専門分野に属する技術や知識を修得した人材を雇用し、大阪市総合教育センター内のシンクタンク統括室において複合的・多面的に分析・検証しながら、学校の課題に応じた支援、児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援を行っていきます。

### （具体的な取組例）

- ・「全国学力・学習状況調査」の結果データの活用及び分析
- ・「大阪市小学校学力経年調査」の結果データの活用及び分析
- ・「中学生チャレンジテスト」の結果データの活用及び分析
- ・「小学生すくすくウォッチ」の結果データの活用及び分析
- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果データの活用及び分析
- ・「心の天気」、「いじめアンケート」等のデータの活用及び分析
- ・「大阪市非認知能力調査」のデータの活用及び分析
- ・シンクタンク統括室による分析サポート

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「全市共通の調査結果データ等を活用して、児童生徒の個別最適な学びの推進を行っていますか。」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合 【本市調査〔学力向上の取組に関する調査〕】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%

## 基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

### 7-1 働き方改革の推進

#### (これまでの成果と課題)

- ・平成26年(2014年)6月に「学校業務改善ワーキンググループ」を設置
- ・令和元年(2019年)12月に「学校園における働き方改革推進プラン」(以下「プラン」という)を策定
- ・令和5年(2023年)5月に第2期プランを策定
  - ⇒ 取組の結果、教員の長時間勤務の状況は、令和6年度(2024年度)実績を平成30年度(2018年度)と比較すると、月平均時間外勤務時間では、全校種で約36時間から約28時間まで着実に減少しています。一方で、時間別の時間外勤務時間では、長時間労働の目安である月平均80時間を超える教員数は、全校種合計で約700人から約200人まで減少しているものの、一定数存在しています。
  - 長時間勤務のほか、精神疾患による休職者の割合が高止まりであること、退職者数が増加していること、教員採用テストの受験者数の減少により人材確保が難しくなっていることなどの課題が生じており、これらの課題の解消を図っていく必要があります。

#### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容)

教員の採用から退職まで、誰もが「働きやすさ」と「働きがい」を実感しながら自己実現できる職場環境を整えることで、教員一人一人が、いきいきと子どもたちに向き合い、それぞれの熱意と専門性を発揮して、すべての子どもたちへのより良い教育の実現をめざします。

その実現に向けて、「学校園の働き方ビジョン」及び「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】」に基づき、これまでの取組を継続・発展させるとともに、心理的安全性が確保された中で、貢献感とやりがいを感じられる職場風土改革、多様な個性とキャリアプランに応じた人材育成、高い専門性と役割に応じた魅力ある処遇など、教員一人一人の働きがいを高めるための新たな取組を進め、教職の魅力を向上させる総合的な取組を推進していきます。

#### (具体的な取組例)

- ・ワークライフバランス支援員の配置
- ・部活動指導員の配置など部活動指導の負担軽減
- ・電話音声ガイダンス、通話録音装置の導入
- ・本務教員による欠員補充制度(特別専科教諭の配置)
- ・学校園における労働安全衛生管理体制やメンタルヘルス対策の充実

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
各校種における教員の1か月あたりの平均時間外勤務時間（再掲） ≪「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】」より≫ 【本市調査〔システムによる自動集計〕】	幼稚園	20時間28分 (令和6年度末)	20時間以下
	小学校	23時間34分 (令和6年度末)	20時間以下
	中学校	37時間31分 (令和6年度末)	30時間以下
教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合（再掲） 【本市調査〔管理職選考受験者実績〕】		25.4%	30.0%
「部活動指導員の配置により負担軽減に繋がりましたか。」に対して、肯定的に回答する教員の割合 【本市調査〔教員アンケート〕】		—	75.0%
小中学校における教員の年度末欠員数 【本市調査〔教員の年度末欠員数実績〕】		46人 (令和6年度末)	0人

## 7-2 教員の資質向上・人材の確保

### (これまでの成果と課題)

- ・養成・採用・研修の取組を一体化
- ・大阪市教師養成講座、採用前研修の実施
- ・「教員としての資質の向上に関する指標」に基づいた、キャリアステージに対応した研修の体系的・計画的な実施
- ・全教員対象のコンプライアンス、人権教育に関する研修の実施
- ・ミドルリーダーの育成（大学院派遣等）

⇒ 採用10年目以下の教員が本市全体の教員の半数以上を占める現状において、若手教員の育成に力を注いできました。今後も若手教員への支援を丁寧に行いながら、専門性の高い研修等を実施し、本市の教育の中核を担う教員の育成、「学び続ける教員」を支える仕組みの構築を行っていく必要があります。

なお、学び続ける教員への支援として、大学院派遣では令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）にかけて22名を派遣し、令和7年度（2025年度）入学者より5つの大学院に対象を広げました。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

少子化・高齢化、混迷度を増すグローバル情勢、デジタル技術の発展など社会の大きな変化に伴い、先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっています。このような急激な変化が止まることのない時代を迎えるにあたって、教職生活全体を通じて、探究心をもって主体的に学び続け、専門的知識や実践的指導力、質の高い学習評価を通じて指導の改善につなげていく力量等に加え、使命感や責任感、教育的愛情、豊かな人間性や社会性等を兼ね備えた教員を育成します。

キャリアステージに対応した研修として、教員養成・採用段階において、教育実習や大阪市教師養成講座、採用前研修等で「大阪市で教員になりたい！」という強い意志と情熱、教員として大切な資質や基礎的な指導力を育みます。採用後は、初任教員期において基礎的・基本的な事項や指導技術力を習得するための新任教員研修、若手教員期において基礎的な指導技術力をもとに更なる専門的な知識・技能を習得し、経験の浅い教員に助言や支援を行うことをめざす5年次教員研修等、中堅教員期において教科・領域等の高度で専門的な知識・技能を習得し、学校のマネジメントに参画し、学年や校務分掌等のグループのリーダーを務めることをめざす中堅教員研修、中核・ベテラン期において各分野の高度で専門的な知識・技能に加え、組織の中心として活躍するために必要な力を習得することで、学校の企画・運営に参画し、学校内・外の関係者との協働を展開できることをめざす教員「専門」研修を実施します。また、管理職として学校園の組織マネジメント体制を構築し、優れたリーダーシップを発揮することで教職員の力を結束して安定した学校運営を行うことをめざす管理職研修等に取り組みます。このように、「教員としての資質の向上に関する指標」をもとに、キャリアステージに応じて専門性を十分に発揮できる仕組みを構築します。

### (具体的な取組例)

- ・教員の育成に向けた養成・採用・研修の一体化の推進
- ・「教員としての資質の向上に関する指標」をもとにキャリアステージに応じた教職員研修計画の策定・実施
- ・新任教員研修班担当指導主事による学校訪問等の新任教員支援
- ・研修プラットフォームによる研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の推進
- ・コンプライアンス、人権教育に関する研修の実施

施 策 目 標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「研修で得た知識や気づきなどの学びを今後、自分自身や子どもたち、学校全体等に活かすことができますか。」に対して、肯定的に回答する研修受講者の割合 【本市調査〔研修受講シート〕】	—	95.0%
「採用前研修の学びは、4月からの教育活動に活かされましたか。」に対して、肯定的に回答する研修受講者の割合 【本市調査〔採用前研修アンケート〕】	—	90.0%

## 7-3 大阪市総合教育センターによる学校園への支援

### (これまでの成果と課題)

- ・大阪市総合教育センターに多様な企業・大学等と連携する仕組み「OEN」を設置
- ・協働研究のテーマ及びスキームの検討、現場課題の解決につながる、専門性の高い研修プログラムの企画・開発及びその成果の全市発信
- ・「大阪市総合教育センター研究校・実践校」における実践研究を推進
- ・教育データを基盤とした調査分析を進める「シンクタンク統括室」の設置
  - ⇒ 本市の教育方針に沿った協力をいただける多様な企業・大学等と連携する仕組み「OEN」を構築しました。今後も「OEN」のさらなる登録と活用の促進を図る必要があります。また、「大阪市総合教育センター研究校・実践校」を選定し、本市が抱える教育課題である「総合的読解力育成の充実」「個々の可能性を引き出す学び」「理科教育の推進」「不登校の未然防止・解決に向けた研究」の4つをテーマとし、研究を推進してきました。今後も、加速度的に速くなる社会の変化を踏まえつつ、汎用性のある教育活動をこれからの社会を生きる子どもたちに必要な資質・能力の確実な育成をめざした教育の在り方を研究し続けていく必要があります。さらに、各所属の保有のデータの分析を行ってきました。学校園に対しては、自校園の子どもたちの強みや課題を客観的に把握し、教育活動の検証改善につながるより高度な分析ができるよう、効果的な支援を検討する必要があります。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容)

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方として、新たな教師の学びの姿の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成が求められています。具体的には、子どもたちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）を転換し、個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」と「理論と実践の往還」の実現、教師一人一人の専門性と多様な専門性・背景を有する教職員集団による「学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）」の向上をめざします。

そのためには、教員だけで全てを担うのではなく、企業等の知見やノウハウを融合したり、大学等専門研究者との密な連携を通して協働して課題を解決したりすることが重要です。そのことを通して、教員の実情やニーズ、資質向上に関する各種課題、最新の教育動向に対応できるような研修プログラムを企業・大学等と企画・開発していくとともに、質の高い探究的な学びの充実も図ります。そのためにも、多様な企業・大学等と連携できる仕組みである「OEN」が積極的に学校園で活用されるよう取り組みます。また、本市の教育課題や学校だけでは解決困難な諸課題が絡み合う課題解決を図るため、各学校園、総合教育センター、大学等専門研究者が協働して研究、実践を行う仕組みを整備し、これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力の育成を図る新しい教育課程・指導方法を開発していきます。さらに、シンクタンク統括室において、教育データを効果的に活用し各学校の教育活動の改善に資する調査分析を行うとともに、その成果を全市に発信します。

このように、企業・大学等との連携を通じて、新時代に求められる教育内容の研究や情報発信、理論と実践の往還を図りスピーディーで効果的な施策、事業の展開をめざします。そうすることで、新たな教師の学びの姿を実現する研修をさらに充実させるとともに、多様な企業・大学等とつながり、教員や学校現場への支援を強化するシステムが構築され、学校組織のレジリエンスの向上につながります。

### (具体的な取組例)

- ・企業・大学等と連携する仕組みである「OEN」を運営
- ・大学や企業等と連携した、新たな教師の学びの姿を実現する「シナジーセミナー」の開催
- ・本市が抱える教育課題解決へ向け、現場の実践と理論を往還させながら、研究する取組を構築、実践（「大阪市総合教育センター研究校・実践校」の取組推進）
- ・「シンクタンク統括室」による教育データを基盤とした調査分析の推進

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「OENを活用した企業・大学等と連携した取組は、自校園の課題解決や取組の充実に役に立ちましたか。」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合 【本市調査〔実施校へのアンケート〕】	小学校	—	95.0%
	中学校	—	95.0%
各学校園、総合教育センター、大学等専門研究者が協働して研究、実践した成果について、「研究校・実践校の取組が自校の教育実践の参考になった」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合【本市調査〔学校園アンケート〕】	小学校	—	83.0%
	中学校	—	83.0%

※「研究校」とは教育振興基本計画に掲げる最重要目標の達成に資する理論と実践の往還を実現するため、市全体の課題として研究すべきテーマを設定し、調査・実証研究を行う学校のこと。「実践校」とは研究校の実証研究を、実践を通して各ブロックへ広める学校のこと。あわせて、研究校・実践校では、教育現場の課題の解決をめざした研究を通して、高度な見識と力量を兼ね備えた人材育成を図ります。

## 7-4 教育ブロックでの教育の推進（学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援）

### （これまでの成果と課題）

- ・令和2年度（2020年度）より、指導部の小中学校の支援を直接担っている部門を4つに分けるとともに指導主事を増員し、新たに設置した担当部長の下で学校現場をきめ細かく支援する4つの教育ブロックの体制を構築
- ・保護者・区民等の教育に関する課題やニーズを踏まえ、各区担当教育次長により構成される教育ブロック会議において支援策を策定、各教育ブロック内の学校の実情や課題に応じたきめ細かな支援の実施
- ・学力向上施策以外に関して、各教育ブロックの担当指導主事等によるきめ細かな対応による、学校への支援の強化
  - ⇒ これまで多くの学力向上施策に取り組んできましたが、今後の更なる学力向上のためには、担当指導主事が各学校の状況やニーズを的確に把握し、学校と担当指導主事が共通認識を持ったうえで、よりきめ細かな指導助言等や支援策の提供を行う必要があります。

### （2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

引き続き各教育ブロック内の学校の状況に応じた、きめ細かな支援を実施できるよう、学校訪問等を通して、担当指導主事が各学校のめざす姿を十分理解したうえで指導助言を行うとともに、各学校の詳細な情報・ニーズを把握していきます。

それらをもとに、各教育ブロック会議において支援策を策定し、学校の学力向上の取組を支援します。

また、各教育ブロックにおける取組について、ブロック間で好事例を共有し相互に高めあいながら、今後もきめ細かな学校支援につなげていきます。

### （具体的な取組例）

- ・授業改善に向けた学校訪問を通じた指導助言
- ・学力の伸び悩む児童への支援
- ・担当指導主事による学校訪問等
- ・ブロック化による特色ある学校支援事業
- ・学校の状況・ニーズに応じた支援策の提供
- ・教育ブロック会議の開催

施策目標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
ブロック化による学校支援事業報告の目標の達成状況において「目標どおり」又は「目標を上回る」と回答する学校の割合 【本市調査〔ブロック化による学校支援事業報告〕】	91% (令和6年度末)	95.0%

## 7-5 カリキュラム・マネジメントの推進（校園長のマネジメント強化）

### （これまでの成果と課題）

- ・ 校長経営戦略支援予算の学校配付 全校
- ・ 校長経営戦略支援予算の区担当教育次長執行枠 全区役所
- ・ 校長経営戦略支援予算において、各学校・区が取組が迅速かつ適正に実行できるよう、予算管理や調達業務等の各種事務手続について、助言・調整等の実施
- ・ 管理職、教員対象のカリキュラム・マネジメント研修の実施
- ・ 研究協力校における実践推進及び共同研究の実施
- ・ 校内研修パッケージの作成、改善及び先進的取組の情報発信
  - ⇒ 研究協力校の実践発信やスクールアドバイザーによる直接支援等により、カリキュラム・マネジメントの実現が図られてきた。今後についても、実践交流によるさらなる事例収集と校内研修パッケージの改善を活発に行っていく必要があります。

### （2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、校園長が十分に裁量を発揮し、学校全体として、教員の負担軽減や独自の創意のある教育実践に取り組めるように、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や授業時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを実現していきます。

各校園におけるカリキュラム・マネジメントの推進に対しては、実践交流を含む研修を実施するとともに、校内研修パッケージの改善・先進的事例の情報共有を図り、さらなるカリキュラム・マネジメントの充実を促します。加えて、大阪市教育振興基本計画を一層推進するため、特に顕著な取組を実施した学校を表彰し、好事例を共有します。

### （具体的な取組例）

- ・ 校長経営戦略支援予算の学校配付 全校
- ・ 校長経営戦略支援予算の区担当教育次長執行枠 全区役所
- ・ 実践交流を含むカリキュラム・マネジメント研修の実施
- ・ 校内研修パッケージの改善及び先進的取組の情報発信

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「教育活動の質の向上につなげるため、『教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる』『学校教育の効果を常に検証して改善する』『地域と連携し、よりよい学校教育をめざす』カリキュラム・マネジメントの3つの側面をすべて実行できていますか。」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合 【本市調査 [カリキュラム・マネジメント チェックシート]】	小学校	—	90.0%
	中学校	—	85.0%

## 7-6 学校配置の適正化

### (これまでの成果と課題)

- ・小学校の配置の適正化について、令和2年(2020年)4月、「大阪市立学校活性化条例」を改正施行、あわせて「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」を制定
- ・中学校の配置の適正化について、令和7年(2025年)4月、「大阪市立学校活性化条例」及び「大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則」を改正施行
- ・令和2年(2020年)4月以降、適正配置対象校のうち、学校再編整備計画を策定した学校は26校(小学校)・2校(中学校【うち1校は令和7年(2025年)4月以前に、小学校の条例、規則等に準じて策定】)、既に再編を実施した学校は9校(小学校)

⇒ 統合の半年後に実施したアンケートでは、児童から「新しい友達ができた」、「遊ぶ仲間が増えた」、「いろんな先生に教えてもらえるので良かった」との回答が多くあり、小規模校の課題のひとつである人間関係の固定化が解消され、人間関係が広がっていること等が確認できました。また、教員からは、指導技術の向上や児童との関わりに時間が確保できるようになった等の声も寄せられており、これまでの取組では総じて肯定的な影響が確認できています。

今後更なる少子化が見込まれるなか、将来を見据えた、持続的に良好な教育環境の提供が求められています。そのためには、学校配置の適正化に係る方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、引き続きルールを共有して取組を進めていく必要があります。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保された持続的に良好な教育環境を提供します。

学校配置の適正化の基準と進め方について規定する条例・規則等に基づき、取組を進めます。学校再編整備計画案の内容が確定した学校から順次、学校再編整備計画を策定し、公表します。学校再編整備計画を策定した学校については、新たな学校の開校等に向けた取組を滞りなく進めます。

また、取組にあたっては、統合により削減される経費を活用し、統合前後の関係校の教育環境や教育内容の充実等を行います。

### (具体的な取組例)

- ・学校再編整備計画案の作成に向けた取組を進め、学校再編整備計画案の内容が確定した学校から順次、同計画を策定し、公表
- ・学校再編整備計画を策定した学校については、学校適正配置検討会議を開催し、新たな学校の開校に向けて、学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関して、会議の委員から意見を聴収し、取組を推進
- ・配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組(ICT等を活用した合同授業等)を推進
- ・統合が決定した学校については、統合前に対象校同士の交流活動(音楽交流会やスポーツ大会など)等を実施

施策目標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
学校適正配置対象校のうち、速やかに学校再編整備計画案を検討する学校 【本市調査〔適正配置対象校の区分に基づき集計〕】	—	学校再編整備計画案の作成に向け、取組を進める。 学校再編整備計画案の内容が確定した学校から順次、学校再編整備計画を策定し、公表する。

## 基本的な方向8 生涯学習の支援

### 8-1 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組

詳細は、生涯学習大阪計画をご覧ください。

#### (これまでの成果と課題)

- ・平成4年(1992年)「生涯学習大阪計画」策定
- ・平成18年(2006年)「第2次生涯学習大阪計画」策定
- ・平成29年(2017年)「第3次生涯学習大阪計画」策定
- ・令和4年(2022年)「第4次生涯学習大阪計画」策定
- ・令和7年度末(2025年度末)を期限とする第4次計画では、「つながり、支え合い、共に育つ 大阪市の生涯学習」という基本理念に基づいた生涯学習を実施
  - ⇒ 第4次計画で成果指標に掲げた取組については概ね順調に推移してきましたが、外国人住民の急増や急速なデジタル社会の進展など、社会状況の変化に応じた新たな課題が生じています。
- ・「知識・情報基盤」として市立図書館の調査相談機能・情報提供サービス高度化を推進
- ・市立図書館サービスの利用環境の改善
- ・市立図書館の利用に障がいがある方へ対面朗読や郵送貸出などの障がい者サービスを実施
  - ⇒ 市立図書館では、電子図書館機能の拡充により、非来館型サービスの利用が増加している一方、来館者や貸出冊数はゆるやかに減少しています。この間、利用環境改善の一環として、大阪市役所や平野区役所、Osaka Metro駅4ヶ所における図書返却ポストの設置、図書館利用アプリの導入などに取り組んできましたが、引き続き環境改善を進め、地域の知の拠点、生涯学習の拠点としての場の醸成を検討する必要があります。
  - 障がい者サービスについては、オンラインによる対面朗読などの新たなサービスも実施していますが、必要とする方にサービスが行き渡っているとはいえず、広報や周知の充実などにより利用促進を図り、読書バリアフリーを推進する必要があります。

#### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

経済先進諸国において、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視されてきています。

OECD(経済協力開発機構)の「Learning Compass2030(学びの羅針盤2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来(Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされているところです。

本計画においても、個人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、地域全体のウェルビーイングの向上につながり、また個人のウェルビーイングの向上につながるといった、将来にわたり、循環していくという姿の実現が求められます。

第5次計画では、第4次計画の「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」の基本理念を引継ぎつつ、「誰もが主体的に学び続け社会に参画できるまち」「多様な市民が支え合い共に生きるまち」の2つのめざすべき未来像を掲げます。

施策の推進にあたっては、基本的な方向性(1)「誰一人取り残さない生涯学習支援」として、多様性と包摂性に基づく学びの支援、デジタル社会の進展を活かした学びの支援、ライフステージに応じた生涯学習の支援に取り組み、個人のウェルビーイングの向上をめざします。

また、基本的な方向性(2)「支え合い共に生きる社会を創る生涯学習支援」として、生涯学習を支える多様な人材の育成、家庭教育の支援、教育コミュニティづくりと地域学校協働活動の推進、学びによるネットワークづくりや、企業・NPO・高等教育機関など多様な主体との連携・協働に取り組み、地域全体のウェルビーイングの向上をめざします。

上記の基本的な方向性を踏まえ、本計画期間で新たに対応すべき主な内容として、外国人住民の急増を踏まえた識字・日本語教育への対応、急速なデジタル社会の進展を活かした学びへの対応、生涯学習を支える人材の持続的な活動の支援、多様な主体との連携・協働への対応に取り組んでまいります。

市立図書館については、これまでの「知識創造型図書館」の考え方を継承し、ICT技術の急速な発展に伴

う高度情報化社会に対応するため、新たな創造都市の知識・情報基盤として多様な情報提供サービスの充実をはかる必要があります。また、ICTタグ導入をはじめ、他都市の図書館でICT技術の活用が進んでおり、今後もこの傾向は顕著になると思われます。本市においても、さまざまに発展していくであろうICT技術の活用により、さらなる図書館サービスの向上を図ります。また、すべての市民が読書に親しめるよう、読書バリアフリーの推進に取り組みます。

**( 具体的な取組例 )**

- ・ 大阪市識字・日本語教育基本方針に基づいた取組の推進
- ・ デジタルリテラシー・ネットリテラシーの向上に向けた支援
- ・ 各ライフステージや多様なニーズに応じた生涯学習の支援
- ・ 生涯学習活動を支える多様な人材の持続的な活動を支援する取組の推進
- ・ 多様なニーズに対応した家庭教育の支援
- ・ NPO、高等教育機関、企業などが生涯学習の担い手としてより主体的に関わることのできる仕組みの構築と取組の推進
- ・ 市立図書館におけるICTを活用した情報提供サービスの一層の充実
- ・ 市立図書館サービスの利用環境のさらなる改善
- ・ 「大阪市読書バリアフリー計画（仮称）」の策定による障がい者サービスの充実

施 策 目 標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「生涯学習センターの講座等をきっかけに、様々な学習や活動になげたいと思うか。」に対して肯定的に回答する参加者の割合(再掲) 【本市調査〔参加者アンケート〕】	—	90.0%
「識字・日本語教室等に参加することで、より暮らしやすくなった」と回答する参加者の割合 【本市調査〔参加者アンケート〕】	91.2% (令和6年度)	95.0%
市立図書館来館者数とHPアクセス件数の合計 【本市調査〔利用統計〕】	—	1,293万件

## 8-2 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組

### (これまでの成果と課題)

詳細は、大阪市子ども読書活動推進計画をご覧ください。

- ・平成18年（2006年）に「大阪市子ども読書活動推進計画」策定
  - ・平成25年（2013年）に「第2次大阪市子ども読書活動推進計画」策定
  - ・平成30年（2018年）に「第3次大阪市子ども読書活動推進計画」策定
  - ・令和4年（2022年）に「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」策定
- ⇒ 全ての子どもが生き生きと読書を楽しめるよう、家庭、地域、学校が連携して取り組んできました。  
 「全国学力・学習状況調査」（令和6年度（2024年度）は本市調査）においては、全国平均には及ばないものの、「学校図書館や地域図書館を利用しない」、「読書を全くしない」児童生徒の減少、「読書は好きだ」という児童の増加など改善がみられます。  
 一方、「読書は好きだ」という生徒は減少し、市立図書館13歳～19歳の登録者数も減少が見られるなど中高生の読書離れへの対応が求められます。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容)

本市の全ての子どもが生き生きと読書に親しめる読書環境の整備を進めます。

「第5次大阪市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校が連携して、乳幼児期から発達段階に応じて途切れなく読書環境整備に取り組むとともに、一人一人の多様性に応じた対応により、読書習慣の形成をめざします。

全国的に読書を全くしない児童生徒の割合は増加傾向にあります。読書離れの背景には、メディアの多様化やスマートフォンの利用時間の増加などが考えられ、この傾向は今後も続くことが予想されます。読書を幅広く捉え、紙の本だけでなく、電子書籍も含めた読書の魅力を発信します。また、紙の本とデジタルコンテンツの両方を効果的に組み合わせ活用できる力を育みます。「子どもの読書活動推進連絡会」の開催や、区役所や関連団体、市民主体の取組など、多様な人々との連携・協力の拡大を図ります。

学校教育においては、読書環境の充実を図るとともに、読書活動を通して読解力を育むことにも留意します。

### (具体的な取組例)

- ・子どもの読書環境の整備・充実（年齢・発達段階や障がい・多文化など一人一人の状況に応じた読書機会の充実、学校図書館の活用など学校における読書推進等）
- ・子どもの読書活動に関する普及・啓発（ICT活用も含めた効果的な情報発信、保護者など大人に向けた読書の意義の啓発等）
- ・子どもと読書に関わる人のつながり作り（「大阪市子ども読書フォーラム（仮称）」開催による先進事例の共有、ボランティアや教職員等への研修実施等）

施策目標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）。」に対して、「読書を全くしない」と回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	34.4%	29.0%以下
	中学校	49.6%	42.0%以下
「読書は好きですか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	72.9% (令和6年度末)	75.0%
	中学校	—	64.0%

## 8-3 学校図書館の活性化

### (これまでの成果と課題)

- ・平成27年度（2015年度）から学校図書館活用推進事業開始
- ・蔵書の充実 大阪市図書標準（小学校7,000冊中学校8,000冊）を平成29年度（2017年度）全校で達成、以降維持、平成30年度（2018年度）以降は「蔵書構成の充実に向けた取組」を実施
- ・人材の配置 全小中学校及び義務教育学校に、学校司書を配置（1区に1校を基本に1校専任週30時間の主幹学校司書を、主幹学校司書配置校以外は週1日6時間、25学級以上の大規模校に週2日12時間配置）。中央図書館に、学校図書館コーディネーター4名を配置
  - ⇒ 学校図書館の蔵書については、調べ学習や児童生徒の興味関心・知的好奇心に対応し得る幅広い分野が揃ってきました。また、学校司書の配置により、学校図書館の蔵書を活用した読書活動の推進や授業支援などが進んでいます。また、主幹学校司書配置校での実践事例を共有することで、他の学校の改善にもつながりました。教員による授業での図書館活用や、読書教育への意識の向上も見られ、学校図書館が深い学びの基盤として機能し始めています。一方で、児童生徒1人当たりの年間貸出冊数は伸び悩みました。読書推進活動、学校図書館の活用や、学校司書との連携について、学校（教科、教員）間で取組に開きがあり、教員への支援の充実が求められます。

### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主要内容)

学校図書館には、読書指導・活動の拠点としての読書センター機能と、教育課程の展開に寄与し情報活用能力の育成に必要な支援を行う学習・情報センター機能があります。その機能を活用して、学校図書館は、読書活動に加え、授業での様々な学習における利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割を果たします。

そのために、次のとおり取り組みます。

主体的・対話的で深い学びの実現に向け、児童生徒が落ち着いて読書を行い、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての学校図書館の環境を整えます。必要な蔵書冊数を確保し、多様なメディアにも留意して、探究学習や児童生徒の興味関心・知的好奇心に応えられるよう幅広い分野の資料を揃えます。また、学校司書の配置を進めるとともに、学校図書館に関わるその他の職員、図書ボランティア等がそれぞれの役割を担い、学校図書館の更なる活性化を図り、子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむことをめざします。また、GIGAスクール構想の進む学校において、図書資料のほか、新聞、視聴覚資料、インターネット、デジタル教材等を効果的に組み合わせ、各教科等において計画的継続的に利活用できるように、教員への支援の充実を図ります。市立図書館は図書館の持つ資源を活かして学校との連携協力を図り、団体貸出、探究学習への支援等を行います。

### (具体的な取組例)

- ・蔵書構成やメディアに留意した蔵書を充実させるための、計画的な資料の選定・廃棄・更新
- ・児童生徒の興味関心・知的好奇心に対応する蔵書を充実させるための、ニーズ把握
- ・学校図書館のより効果的な活用につながる人的整備（学校司書配置や、学校図書館に関わるその他の職員、図書ボランティア間の協働）
- ・教員への研修の実施
- ・読書活動推進や学習における利活用についての、学校図書館活用事例の共有
- ・市立図書館による団体貸出、探究学習への支援等
- ・学校図書館の機能を活用した多文化共生支援

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「学校図書館や学級文庫、読書コーナーなど、学校内にあなたの読みたい本がありますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査〔小学校学力経年調査・年度目標アンケート〕】	小学校	—	50.0%
	中学校	—	50.0%
「学校における読書活動推進のための取組計画」の年度末の目標達成評価において、「達成できた」と回答する小中学校の割合 【本市調査〔学校図書館活用状況調査〕】	小学校	—	90.0%
	中学校	—	90.0%

## 基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

### 9-1 教育コミュニティづくりと地域学校協働活動の推進

#### (これまでの成果と課題)

- ・ 学校園の運営に対し、保護者や地域住民の参加を促進するような制度の構築及び運営並びに学校園の積極的な情報発信による開かれた学校づくりの取組
- ・ 小学校を拠点とし、市民の主体的な学びの支援や、子どもと大人がともに学び交流する場である生涯学習ルーム事業で、区役所と連携し、学習や活動の成果を地域に還元する活動を推進
  - ⇒ 取組の結果、「学校協議会を通して、保護者・地域等の学校運営への参画が進んだ」と回答する学校協議会の割合と「世代間交流や地域と学校が連携した活動を行っている」と回答する生涯学習ルームの割合は高い傾向にあります。学校園や地域における教育課題の解決には、学校園・家庭・地域が協働して取り組むことが重要であることから、社会総がかりで子どもを育むため、引き続き地域における人材を確保しながら、学校を拠点として、地域社会で子どもの健全な成長発達を促す「教育コミュニティ」づくりを一層推進していく必要があります。
- ・ 各校区の「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」などを通じた地域の様々な団体等の協力による、登校時の見守り活動、読書活動支援、地域の交流行事などの取組
- ・ 学校教育支援や地域住民の交流の催し、子育て・教育の情報を地域で共有するための情報収集・発信
- ・ 中学校区に設置する「学校元気アップ地域本部」において、学校支援ボランティアを募集し放課後等の自主学習支援、学校図書館の活性化などの取組
  - ⇒ 子どもたちの生活習慣の改善や学力向上、安全な環境づくりは依然として本市の大きな課題です。学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して社会総がかりで対応するとともに、新学習指導要領がめざす「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域と学校がパートナーとしてより一層連携・協働することが必要です。

#### (2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

全ての学校園に設置している学校協議会において、保護者や地域住民など学校関係者の意向をより反映するため、地教法に基づくコミュニティ・スクールの動向等を踏まえ、学校運営協議会への移行など体制基盤づくりを図るとともに、学校関係者が評価することを通じて、開かれた学校運営を進めます。また、学校協議会の場合などを通して、学力の状況などの学校情報を保護者や地域住民などに積極的に提供し、学校運営における説明責任を果たします。

学校協議会と「はぐくみネット」「学校元気アップ地域本部」が連携し、教育活動支援の充実を図るなど、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざし、地域と学校が相互に連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進し、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりをめざします。

生涯学習ルーム事業をはじめとする、学校を拠点とする様々な生涯学習関連事業については、区役所と連携し、学習や活動の成果を学校園の支援等、地域に還元する活動を推進します。

#### (具体的な取組例)

- ・ 学校協議会の学校運営協議会への移行などの体制基盤づくり、保護者や地域住民へのより一層の情報提供
- ・ 管理職、学校協議会のメンバーに向けた地域学校協働活動に関する研修の実施
- ・ 学校協議会と「はぐくみネット」「学校元気アップ地域本部」等との連携による学校教育活動の支援の充実
- ・ 小学校区・中学校区における、様々な地域学校協働活動の実施
- ・ 地域と学校が、地域学校協働活動の意義や目的を共有するための啓発推進
- ・ 学校元気アップ地域本部事業の地域コーディネーター対象の連絡会、はぐくみネットコーディネーター対象の研修会の実施
- ・ 区役所と連携した生涯学習ルーム事業等の支援
- ・ 生涯学習推進員を対象とした連絡会議や研修

施 策 目 標		令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか。」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合（再掲） 【全国学力・学習状況調査】	小学校	94.3%	95.0%
	中学校	88.5%	90.0%

## (1) 根拠法令

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

大阪市教育行政基本条例（平成24年大阪市条例第75号）（抄）

（教育振興基本計画の策定義務）

第3条 本市は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならない。

（教育振興基本計画の策定手続）

第4条 市長は、教育委員会と協議して、教育振興基本計画の案を作成するものとする。

2 教育振興基本計画は、市会の議決を経て定めなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議が調わなかったときは、教育委員会の意見を付して教育振興基本計画の案を市会に提出しなければならない。

4 教育振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 本市における教育の振興のための基本的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、本市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の案を作成するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

6 市長は、第2項の議決があったときは、遅滞なく、教育振興基本計画を公表しなければならない。

7 前各項（第4項を除く。）の規定は、教育振興基本計画を変更する場合について準用する。

## (2) 用語解説

### ●あ行

#### 【アイデンティティ】

自身が時や環境の変化にかかわらず、連続する同一の存在であること。

#### 【アジェンダ】

計画や予定表のこと。また、政治・政策的な分野で、検討事項や行動計画の意味で用いることが多い。

#### 【インクルーシブ教育】

障がいのある者と障がいのない者が同じ場でともに学ぶこと。

#### 【大阪市版スクールロイヤー】

各学校園の担当弁護士を決め、教育委員会事務局指導部の担当指導主事と日頃より電子メールや電話、相談窓口により連絡や相談を行い、必要に応じて、弁護士だけでなく臨床心理士等の他職種の専門家と一緒に学校園に派遣することで、多面的に学校園の課題に対応。

### ●か行

#### 【学校調理方式】

校内に給食室を設置して、給食を調理する「自校調理方式」と給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する「親子調理方式」を合わせた本市独自の呼称。

#### 【カリキュラム】

学校教育において、教育内容を系統立てて編成したもの。

#### 【カリキュラム・マネジメント】

教育課程を軸に、学校の教育活動の質の向上を図るための組織的・計画的な取組。

#### 【キャリア教育】

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

#### 【キャリアステージ】

職務・職責に応じた段階。

#### 【キャリア・パスポート】

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（キャリア教育の記録）のこと。

#### 【キャリア発達】

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。

#### 【教育コミュニティ】

地域社会の共有財産である学校を核とし、地域社会の中で、さまざまな人々が継続的に子どもにかかわるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで、子どもの健全な成長発達を促していこうとするもの。

#### 【グローバル化】

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

#### 【校務支援システム】

教職員の校務負担の軽減を図るシステムのこと。教職員間の情報共有により、職員朝礼や職員会議等の日常連絡業務が効率化できるグループウェア機能（連絡掲示板・行事予定表等）、手書きや転記作業を無くし校務の効率化を図る校務支援機能（出欠管理・成績処理・通知表作成等）、保護者や地域からの学校理解が深められるコミュニケーション機能（ホームページ等）がある。

#### 【コミュニティ・スクール】

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むための仕組み。学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが可能となる。

#### 【コンプライアンス】

法令遵守。本市では、法令等をしっかり守ることを基本とし、全体の奉仕者として、法令の奥にある市民の要請を理解し、これにこたえていくこととしている。

### ●さ行

#### 【参酌】

他のものと照らし合わせて、長所を取り入れること。

#### 【ジェンダー】

社会的性別。生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念。

#### 【情報モラル】

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

#### 【スキーム】

体系的な計画や構想、枠組みのこと。

#### 【スクールカウンセラー】

いじめや校内暴力、不登校や高校中退等の学校不適応など学校教育をめぐる様々な問題への対策として学校に配置している心理学の専門家。

#### 【スクールソーシャルワーカー】

福祉的なアプローチで学校・家庭・地域などの環境に働きかけながら、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、問題の解決を図る人員。

### 【生成 A I】

質問や指示を入力すると、あらかじめ膨大な量の情報から深層学習によって構築した大規模言語モデルに基づき、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するツール。文章や画像の生成、要約や翻訳などの幅広いコンテンツの生成ができ、ユーザーが自然な言葉で質問や指示を入力するだけで、質の高い応答や生成物を得ることができる。

### 【セーフティ・プロモーション・スクール】 S P S (Safety Promotion School)

平成25年(2013年)6月に閣議決定された教育振興基本計画に示された自助・共助・公助の理念の下に、教職員、児童・生徒、PTA、地域が参加する共感と協働に基づく安全教育・安全管理・安全連携を推進する新たな「学校安全」の取組。

### 【総合的読解力育成の時間(「小中学生からのリベラル・アーツ教育」)】

情報を正しく読み取り要約することに加え、読み取ったものから考えを形成すること、更にその考えを表現するとともに、交流してその考えを広めたり深めたりすること、これらができる力を総合的読解力とし、この総合的読解力の育成をめざし本市立全小中学校で取り組む教育。

(参考)一般に「リベラル・アーツ」とは、専門職業教育としての特定の技術の習得とは異なり、思考力・判断力のための汎用的知識の獲得や知的能力の発展を目標にする教育を指すものとされる。現在の社会では、予め解決策が分かっているわけではない様々な問題に立ち向かうことが必要であり、幅広い視点から物事を捉え、深く考え、的確に表現して伝える資質・能力を養う、このような教育が求められており、大学教育のみならず、高校教育においても、探究的な学習の時間が数多く取り入れられている。

## ●た行

### 【大綱】

ある事柄の基本、根本となるもの。大本(おおもと)。

### 【地域学校協働活動】

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

### 【中学校夜間学級】

さまざまな事情により本来義務教育を受けるべき時期にありながら、義務教育を修了できなかった方の中で、希望される方に対して中学校教育を行うことを目的に、「二部制授業」を行う中学校として大阪府に届け出ている学級。

現在は、不登校などさまざまな事情から、実質的に十分な教育を受けられなかったために学び直しを希望される方や、自国において義務教育を修了されていない外国籍の方に対して、中学校教育を実施している。

### 【デジタルコンテンツ】

コンピュータやスマートフォンなどで利用するためにデジタル化された情報。映像・音声・文字など。

### 【デジタルトランスフォーメーション】DX(Digital Transformation)

2004年にスウェーデンのエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念で、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。デジタル変革。

#### 【デジタルリテラシー】

I C Tの基本的な操作、情報の収集・整理・発信などの技術的スキルのことであり、前提として情報モラルが必要となる。

#### 【特別免許状】

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状。

### ●な行

#### 【ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）】

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。

#### 【認定こども園】

幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に受け入れ、子どもを育てている全ての家庭が子育て相談などの子育て支援を受けられる施設。

#### 【ネイティブ・スピーカー】

ある言語を母語として話す人。

#### 【ネグレクト】

幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護・世話・養育・介護などを怠り、放任する行為のこと。

### ●は行

#### 【発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

#### 【パブリック・コメント】

行政における計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民等からの意見・提言を求め、寄せられた意見等に対する行政の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して意思決定を行う仕組みのこと。

#### 【非認知能力】

一般的に「非認知能力」とは、学力調査やテストの点数では測れない意欲や長期の計画を実行する力、人とうまく付き合う力等に関する幅広い力のことを指し、O E C D（経済協力開発機構）では「社会情緒的スキル（Social and Emotional Skills）」、国立教育政策研究所では「社会情緒的コンピテンス」と呼ばれている。「非認知能力」は、学力等の認知能力と同様に人生の成功や幸福に深く関わる重要な力と位置づけられており、これらの力は、家庭や学校、地域等での様々な経験を通じて育成できるとされている。

本市では、「非認知能力」を「学びの土台となる力」と捉え、「目標に向かいねばり強く取り組む力」、「いろいろな人たちと、互いに理解し合いともに協力する力」、「自分の気持ちを整理しコントロールする力」などの「非認知能力」を、学校教育の中で効果的に育成することをめざしていく。

#### 【プレイヤーズ・ファースト】

生徒の個性を理解し、その生徒が主体的な判断の下、自主的・自発的に活動できるよう指導すること。生徒第一主義。

#### 【ポータルサイト】

インターネット上で目的の情報を探し出すための入口となるウェブサイトのこと。

### ●ま行

#### 【マネジメント】

管理、経営などのこと。本市の「市政改革マニフェスト（市政改革基本方針）」（平成18年（2006年）2月）では、人材・資産・資金を有効に活用し、健全かつ持続可能な経営体質を確立することとされている。

### ●や行

#### 【ヤングケアラー】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

### ●わ行

#### 【ワーキンググループ】

特定の作業のために集められた集団。作業部会。

### ●A～Z

セフアール  
【CEFR】Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessmentの略  
外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠。

ヨーロッパにおける外国語の学習者の習得状況を示す際に用いられる枠組みであり、A1は英検3級相当以上のレベルとされ、A2は英検準2級相当以上のレベルとされる。

#### 【ESD】Education for Sustainable Developmentの略

「持続可能な開発のための教育」のこと。気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことをめざして行う学習・教育活動。

#### 【GIGAスクール構想】

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

【ICT】Information and Communication(s) Technologyの略  
情報通信技術のこと。

【OEN（オーエン）】「Osaka city Education Network」の略  
本市の教育方針に沿った協力をいただける企業や大学等によるネットワーク。学校園が専門的な知見を提供いただける多様な企業や大学等と連携することができる仕組み。

【PDCAサイクル】

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の頭文字を取ったもの。計画から改善までを一貫した流れのものとしてとらえ、更にそれらを循環させることで、以降の事業・計画の改善に結びつけようとする考え方。

【SDGs】Sustainable Development Goalsの略

持続可能な開発目標

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

【STEAM教育】

科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術（Arts）、数学（Mathematics）の5つの分野を統合的に学ぶ教育アプローチであり、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育てる教育のこと。



# 大阪市教育振興基本計画

令和8年（2026年）3月

大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

(参考)

大阪市教育行政基本条例 (抄)

(教育振興基本計画の策定手続)

第4条 省 略

2 教育振興基本計画は、市会の議決を経て定めなければならない。

3-6 省 略

7 前各項 (第4項を除く。) の規定は、教育振興基本計画を変更する場合について準用する。